



出力帳票サンプル集

法人税申告書
地方税申告書
管理資料

出力帳票一覧

【法人税】

帳票タイトル	メニュー名		i			ページ
	用紙サイズ	向き	E	A	S	
別表一	別表一		○	○	○	11
	A4	縦				
別表二	別表二		○	○	○	12
	A4	縦				
別表三（一）	別表三（一）		-	○	○	13
	A4	縦				
別表三（一）付表一	別表三（一）付表一		-	○	○	14
	A4	縦				
別表四	別表四		○	○	○	15
	A4	縦				
別表五（一）	別表五（一）		○	○	○	16
	A4	縦				
別表五（一）付表	別表五（一）付表		-	○	○	17
	A4	縦				
別表五（二）	別表五（二）		○	○	○	18
	A4	縦				
別表六（一）	別表六（一）		○	○	○	19
	A4	縦				
別表六（二）	別表六（二）		-	-	○	20
	A4	縦				
別表六（二）付表一	別表六（二）付表一		-	-	○	21
	A4	縦				
別表六（二）付表二	別表六（二）付表二		-	-	○	22
	A4	縦				
別表六（二）付表三	別表六（二）付表三		-	-	○	23
	A4	縦				

出力帳票一覧

帳票タイトル	メニュー名		i			ページ
	用紙サイズ	向き	E	A	S	
別表六（二の二）	別表六（二の二）		-	-	○	24
	A4	縦				
別表六（三）	別表六（三）		-	-	○	25
	A4	縦				
別表六（三）付表一	別表六（三）付表一		-	-	○	26
	A4	縦				
別表六（四）	別表六（四）		-	-	○	27
	A4	縦				
別表六（四の二）	別表六（四の二）		-	-	○	28
	A4	縦				
別表六（五）	別表六（五）		-	-	○	29
	A4	縦				
別表六（五の二）	別表六（五の二）		-	○	○	30
	A4	縦				
別表六（六）	別表六（六）		-	○	○	31
	A4	縦				
別表六（六）付表	別表六（六）付表		-	○	○	32
	A4	縦				
別表六（七）	別表六（七）		-	○	○	33
	A4	縦				
別表六（九）	別表六（九）		-	○	○	34
	A4	縦				
別表六（十）	別表六（十）		-	○	○	35
	A4	縦				
別表六（十一）	別表六（十一）		-	○	○	36
	A4	縦				

出力帳票一覧

帳票タイトル	メニュー名		i			ページ
	用紙サイズ	向き	E	A	S	
別表六（十二）	別表六（十二）		-	○	○	37
	A4	縦				
別表六（十二）付表一	別表六（十二）付表一		-	○	○	38
	A4	縦				
別表六（十五）	別表六（十五）		-	○	○	39
	A4	縦				
別表六（二十二）	別表六（二十二）		-	○	○	40
	A4	縦				
別表六（二十三）	別表六（二十三）		-	○	○	41
	A4	縦				
別表六（二十四）	別表六（二十四）		-	○	○	42
	A4	縦				
別表六（二十四）付表一	別表六（二十四）付表一		-	○	○	43
	A4	縦				
別表六（二十六）	別表六（二十六）		-	○	○	44
	A4	縦				
別表七（一）	別表七（一）		○	○	○	45
	A4	縦				
別表七（一）付表五	別表七（一）付表五		-	○	○	46
	A4	縦				
別表八（一）	別表八（一）		○	○	○	47
	A4	縦				
別表八（二）	別表八（二）		-	-	○	48
	A4	縦				
別表十（七）	別表十（七）		-	○	○	49
	A4	縦				

出力帳票一覧

帳票タイトル	メニュー名		i			ページ
	用紙サイズ	向き	E	A	S	
別表十一（一）	別表十一（一）		○	○	○	50
	A4	縦				
別表十一（一の二）	別表十一（一の二）		○	○	○	51
	A4	縦				
別表十一（二）	別表十一（二）		-	○	○	52
	A4	縦				
別表十三（一）	別表十三（一）		-	-	○	53
	A4	縦				
別表十三（二）	別表十三（二）		-	-	○	54
	A4	縦				
別表十四（二）	別表十四（二）		○	○	○	55
	A4	縦				
別表十四（二）付表	別表十四（二）付表		-	○	○	56
	A4	縦				
別表十四（六）	別表十四（六）		-	○	○	57
	A4	縦				
別表十五	別表十五		○	○	○	58
	A4	縦				
別表十六（一）	別表十六（一）		○	○	○	59
	A4	縦				
別表十六（二）	別表十六（二）		○	○	○	60
	A4	縦				
別表十六（四）	別表十六（四）		○	○	○	61
	A4	縦				
別表十六（六）	別表十六（六）		○	○	○	62
	A4	縦				

出力帳票一覧

帳票タイトル	メニュー名		i			ページ
	用紙サイズ	向き	E	A	S	
別表十六（七）	別表十六（七）		○	○	○	63
	A4	縦				
別表十六（八）	別表十六（八）		○	○	○	64
	A4	縦				
別表十六（九）	別表十六（九）		-	○	○	65
	A4	縦				
別表十六（十）	別表十六（十）		-	○	○	66
	A4	縦				
別表十七（四）	別表十七（四）		-	-	○	67
	A4	縦				
別表十九	別表十九		○	○	○	68
	A4	縦				
特別償却の付表	特別償却の付表		-	○	○	69
	A4	縦				
特別勘定の損金算入に関する明細書	特別勘定の損金算入に関する明細書		-	○	○	70
	A4	縦				
特別勘定の益金算入に関する明細書	特別勘定の益金算入に関する明細書		-	○	○	71
	A4	縦				
適用額明細書	適用額明細書		○	○	○	72
	A4	縦				
税務代理権限証書	税務代理権限証書		○	○	○	73
	A4	縦				
税理士法第33条の2 添付書面	税理士法第33条の2 添付書面		○	○	○	74
	A4	縦				

出力帳票一覧

【地方税】

帳票タイトル	メニュー名		i			ページ
	用紙サイズ	向き	E	A	S	
地方税基礎情報	地方税基礎情報		○	○	○	82
	A4	縦				
第六号様式	第六号様式		○	○	○	83
	A4	縦				
第六号様式別表二の五	第六号様式別表二の五		○	○	○	84
	A4	縦				
第六号様式別表四の三	第六号様式別表四の三		○	○	○	85
	A4	縦				
第六号様式別表五	第六号様式別表五		-	○	○	86
	A4	縦				
第六号様式別表五の二	第六号様式別表五の二		-	-	○	87
	A4	縦				
第六号様式別表五の二の二	第六号様式別表五の二の二		-	-	○	88
	A4	縦				
第六号様式別表五の二の三	第六号様式別表五の二の三		-	-	○	89
	A4	縦				
第六号様式別表五の二の四	第六号様式別表五の二の四		-	-	○	90
	A4	縦				
第六号様式別表五の三	第六号様式別表五の三		-	-	○	91
	A4	縦				
第六号様式別表五の三の二	第六号様式別表五の三の二		-	-	○	92
	A4	縦				
第六号様式別表五の四	第六号様式別表五の四		-	-	○	93
	A4	縦				
第六号様式別表五の五	第六号様式別表五の五		-	-	○	94
	A4	縦				

出力帳票一覧

帳票タイトル	メニュー名		i			ページ
	用紙サイズ	向き	E	A	S	
第六号様式別表五の六の三	第六号様式別表五の六の三		-	-	○	95
	A4	縦				
第六号様式別表九	第六号様式別表九		○	○	○	96
	A4	縦				
第六号様式別表九の二	第六号様式別表九の二		-	○	○	97
	A4	縦				
第六号様式別表十四	第六号様式別表十四		○	○	○	98
	A4	縦				
第六号の三様式	第六号の三様式		○	○	○	99
	A4	縦				
第七号の二様式（その1）	第七号の二様式（その1）		-	-	○	100
	A4	縦				
第七号の二様式（その2）	第七号の二様式（その2）		-	-	○	101
	A4	縦				
第七号の二様式別表一	第七号の二様式別表一		-	-	○	102
	A4	縦				
第七号の二様式別表二	第七号の二様式別表二		-	-	○	103
	A4	縦				
第七号の三様式	第七号の三様式		-	○	○	104
	A4	縦				
第十号様式	第十号様式		○	○	○	105
	A4	縦				
第二十号様式	第二十号様式		○	○	○	106
	A4	縦				
第二十号様式別表二の五	第二十号様式別表二の五		○	○	○	107
	A4	縦				

■別表一 / [別表一]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

F B 0 6 1 3

令和 7 年 5 月 20 日 新宿 税務署長 殿		青色申告 一連番号
納税地 東京都新宿区西新宿 6 丁目 8 番 1 号 住友不動産新宿オークタワー 電話 (03) 3342 - 1880	法人区分 株式会社	整理番号 1 2 3 4 5 6 7 8
法人名 OBC 商事株式会社	事業種目 電気機器の開発・販売	事業年度 (至) 年 月 日
法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	同非区分 特別区 東京都	売上金額 千 百 万 円 1 0 0
代表者 山口 和夫	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日 年 月 日
代表者住居 東京都新宿区西新宿 4 - 5 - 6	添付書類 確定申告書 確定申告書 確定申告書	通商印 認 序 指 定 局 指 定 指 導 等 区 分 年 月 日

令和 6 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税確定申告書
 課税事業年度分の地方法人税確定申告書
 令和 7 年 3 月 3 1 日 (中間申告の場合の計算期間) 令和 年 月 日 税理士法第 30 条の書面提出有 () 税理士法第 33 条の書面提出有 ()

		十	百	千	万	円
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	5	3	9	7
	法人税額 (48) + (49) + (50)	2	1	2	5	2
	法人税額の特別控除額 (別表六「15」)	3	9	1	5	4
	税額控除超過額相当額等の加算額	4				
	課税土地譲渡利益金額 (別表三「2」②) + (別表三「2」③) + (別表三「2」④) + (別表三「2」⑤)	5	3	6	8	2
	同上に対する税額控除 (62) + (63) + (64)	6	3	2	7	8
	課税留保金額 (別表三「1」④)	7				
	同上に対する税額 (別表三「1」⑧)	8				
	法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	6	6	4	5
	仮払法人税額 (別表三「1」⑨) + (別表三「1」⑩) + (別表三「1」⑪) + (別表三「1」⑫) + (別表三「1」⑬) + (別表三「1」⑭) + (別表三「1」⑮) + (別表三「1」⑯) + (別表三「1」⑰) + (別表三「1」⑱) + (別表三「1」⑲) + (別表三「1」⑳)	10	2	3	7	0
	仮払法人税額に基づく過大申告の更正に基づく控除法人税額	11				
	控除税額 (10) - (11) + (18) のうち、(18) による控除額	12	1	7	8	4
	差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13	4	6	2	4
	中間申告分の法人税額	14	3	4	3	5
差引確定 (中間申告の場合) の法人税額 (税額とし、マイナス (38) - (39) の場合は (22) - (21) - (20))	15	1	1	8	8	
課税標準法人税額 (別表三「1」⑳)	28	6	6	4	5	
課税留保金額に対する法人税額 (8)	29					
課税標準法人税額 (28) + (29)	30	6	6	4	5	
地方法人税額 (53)	31	6	8	4	4	
税額控除超過額相当額等の加算額 (別表六「1」付表六「1」の計)	32					
課税留保金額に係る地方法人税額 (54)	33					
所得地方法人税額 (31) + (32) + (33)	34	6	8	4	4	
仮払地方法人税額 (別表三「1」⑳) + (別表三「1」㉑) + (別表三「1」㉒) + (別表三「1」㉓) + (別表三「1」㉔) + (別表三「1」㉕) + (別表三「1」㉖) + (別表三「1」㉗) + (別表三「1」㉘) + (別表三「1」㉙) + (別表三「1」㉚) + (別表三「1」㉛) + (別表三「1」㉜) + (別表三「1」㉝) + (別表三「1」㉞) + (別表三「1」㉟) + (別表三「1」㊱) + (別表三「1」㊲) + (別表三「1」㊳) + (別表三「1」㊴) + (別表三「1」㊵) + (別表三「1」㊶) + (別表三「1」㊷) + (別表三「1」㊸) + (別表三「1」㊹) + (別表三「1」㊺) + (別表三「1」㊻) + (別表三「1」㊼) + (別表三「1」㊽) + (別表三「1」㊾) + (別表三「1」㊿)	35					
仮払地方法人税額に基づく過大申告の更正に基づく控除地方法人税額	36					
外国税額の控除額 (34) - (35) - (36) - (37)	37	6	2	3	6	
差引地方法人税額 (34) - (35) - (36) - (37)	38	6	2	3	6	
中間申告分の地方法人税額	39					
差引確定 (中間申告の場合) の地方法人税額 (税額とし、マイナス (38) - (39) の場合は (42) - (41) - (40))	40	6	2	3	6	
控除税額 (12) - (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18) + (19) + (20) + (21) + (22) + (23) + (24) + (25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33) + (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) + (41) + (42) + (43) + (44) + (45) + (46) + (47) + (48) + (49) + (50) + (51) + (52) + (53) + (54) + (55) + (56) + (57) + (58) + (59) + (60) + (61) + (62) + (63) + (64) + (65) + (66) + (67) + (68) + (69) + (70) + (71) + (72) + (73) + (74) + (75) + (76) + (77) + (78) + (79) + (80) + (81) + (82) + (83) + (84) + (85) + (86) + (87) + (88) + (89) + (90) + (91) + (92) + (93) + (94) + (95) + (96) + (97) + (98) + (99) + (100)	16	5	0	1	0	
外国税額 (別表六「2」②3)	17	1	2	8	3	
計 (16) + (17)	18	1	7	8	4	
控除した金額 (12)	19	1	7	8	4	
控除されなかった金額 (18) - (19)	20					
所得税額等の還付金額 (20)	21					
中間納付額 (14) - (13)	22					
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23					
計 (21) + (22) + (23)	24					
この申告が修正申告である場合のこの申告により減少する法人税額又は減少する還付請求税額	25					
欠損金等の当期控除額 (別表七「1」①) + (別表七「1」②) + (別表七「1」③) + (別表七「1」④) + (別表七「1」⑤) + (別表七「1」⑥) + (別表七「1」⑦) + (別表七「1」⑧) + (別表七「1」⑨) + (別表七「1」⑩) + (別表七「1」⑪) + (別表七「1」⑫) + (別表七「1」⑬) + (別表七「1」⑭) + (別表七「1」⑮) + (別表七「1」⑯) + (別表七「1」⑰) + (別表七「1」⑱) + (別表七「1」⑲) + (別表七「1」⑳) + (別表七「1」㉑) + (別表七「1」㉒) + (別表七「1」㉓) + (別表七「1」㉔) + (別表七「1」㉕) + (別表七「1」㉖) + (別表七「1」㉗) + (別表七「1」㉘) + (別表七「1」㉙) + (別表七「1」㉚) + (別表七「1」㉛) + (別表七「1」㉜) + (別表七「1」㉝) + (別表七「1」㉞) + (別表七「1」㉟) + (別表七「1」㊱) + (別表七「1」㊲) + (別表七「1」㊳) + (別表七「1」㊴) + (別表七「1」㊵) + (別表七「1」㊶) + (別表七「1」㊷) + (別表七「1」㊸) + (別表七「1」㊹) + (別表七「1」㊺) + (別表七「1」㊻) + (別表七「1」㊼) + (別表七「1」㊽) + (別表七「1」㊾) + (別表七「1」㊿)	26	5	3	9	7	
翌期へ繰り越す欠損金額 (別表七「1」⑤の合計)	27	1	9	7	2	
外国税額等の還付金額 (67)	41					
中間納付額 (39) - (38)	42					
計 (41) + (42)	43					
この申告が修正申告である場合のこの申告により減少する地方法人税額又は減少する還付請求税額	44					
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	45	3	6	0	0	
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額 (別表八「1」①) + (別表八「1」②) + (別表八「1」③) + (別表八「1」④) + (別表八「1」⑤) + (別表八「1」⑥) + (別表八「1」⑦) + (別表八「1」⑧) + (別表八「1」⑨) + (別表八「1」⑩) + (別表八「1」⑪) + (別表八「1」⑫) + (別表八「1」⑬) + (別表八「1」⑭) + (別表八「1」⑮) + (別表八「1」⑯) + (別表八「1」⑰) + (別表八「1」⑱) + (別表八「1」⑲) + (別表八「1」⑳) + (別表八「1」㉑) + (別表八「1」㉒) + (別表八「1」㉓) + (別表八「1」㉔) + (別表八「1」㉕) + (別表八「1」㉖) + (別表八「1」㉗) + (別表八「1」㉘) + (別表八「1」㉙) + (別表八「1」㉚) + (別表八「1」㉛) + (別表八「1」㉜) + (別表八「1」㉝) + (別表八「1」㉞) + (別表八「1」㉟) + (別表八「1」㊱) + (別表八「1」㊲) + (別表八「1」㊳) + (別表八「1」㊴) + (別表八「1」㊵) + (別表八「1」㊶) + (別表八「1」㊷) + (別表八「1」㊸) + (別表八「1」㊹) + (別表八「1」㊺) + (別表八「1」㊻) + (別表八「1」㊼) + (別表八「1」㊽) + (別表八「1」㊾) + (別表八「1」㊿)	46	3	6	0	0	
決算確定の日	7	5	1	0		
銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出 票 所 預 金 農協・漁協 本所・支所						
口座番号						
※税務署処理欄						

別表一 各事業年度の所得に係る申告書 内国法人の分... 令六・四・一以後終了事業年度等分

税理士名

■別表二 / [別表二]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

同族会社等の判定に関する明細書				事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社	別表二 令六・四・一以後終了事業年度分	
同族会社等の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	株	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	株	292,000	
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2		株	株式数等による判定 $\frac{(11)}{(1)}$	12	%		
	株式数等による判定	3		%					
	期末現在の議決権の総数	4	内	株	(22)の上位1順位の議決権の数	13			
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5		株	議決権の数による判定 $\frac{(13)}{(4)}$	14	%		
	議決権の数による判定	6		%					
	期末現在の社員の総数	7		株	(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多数	15			
	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多数	8		株	社員の数による判定 $\frac{(15)}{(7)}$	16	%		
	社員の数による判定	9		%					
	同族会社の判定割合 (3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合	10			特定同族会社の判定割合 (12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合	17	0.0		
				判定結果				18	特定同族会社 同族会社 (非同族会社)

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者		判定基準となる株主等の続柄	株式数又は出資の金額等					
				被支配会社でない法人株主等		その他の株主等			
				株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額	議決権の数		
株式数等	議決権数	住所又は所在地	氏名又は法人名	19	20	21	22		
1		東京都新宿区西新宿4-5-6	山田 一郎	本人	株		株	240,000	
			花子	妻				20,000	
			次郎	長男				20,000	
			三郎	次男				12,000	
2		神奈川県相模原市相武台1-1-1	鈴木 太郎					200,000	
3		東京都中野区西中野2-2-2	佐藤 一男					120,000	

■別表三（一） / [別表三（一）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	O B C 商事株式会社	
留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 計 算						
課 税 留 保 金 額			税 額			
年3,000万円相当額以下の金額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{12}{12}$)のいずれか少ない金額)	1	円 30,000,000	(1) の 1 0 % 相 当 額	5	円 3,000,000	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{12}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	8,063,000	(2) の 1 5 % 相 当 額	6	1,209,450	
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (21)-(1)-(2)	3	000	(3) の 2 0 % 相 当 額	7		
計 (21) (1)+(2)+(3)	4	38,063,000	計 (5)+(6)+(7)	8	4,209,450	
課 税 留 保 金 額 の 計 算						
留 保 所 得 金 額 (別表四「52」の②)	9	円 90,175,251	住 民 税 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 法 人 税 額	中 小 企 業 者 等 以 外 の 法 人 (別表一「2」+「4」+「6」+「9」の 外書-「11」-「17」)-(別表六 (六)「9」の②+「9」の④)から「9」 の⑦)までの合計+「9」の⑩)から 「9」の⑪)までの合計+「9」の⑫) から「9」の⑬)までの合計)	22	円 14,077,308
前期末配当等の額(通算法人配当等の額を除く。) (前期の(11))	10					
当期末配当等の額(通算法人配当等の額を除く。)	11					
法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「2」+「3」+「4」+「6」+「9」の外書- 「11」-「17」)-別表六(五)の②)「5」の③)と0の いずれか多い金額)+(別表一「3」+「32」- 「36」-「65」)と0のいずれか多い金額-(別表 六(五)の②)「5」の③)-(別表一「2」-「3」+「4」+ 「6」+「9」の外書)と0のいずれか多い金額) (マイナスの場合は0)	12	7,525,735				
住 民 税 額 (28)	13	1,135,400				
外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の六)「1」)	14					
法 人 税 額 等 の 合 計 額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	8,661,135				
通 算 法 人 の 留 保 金 加 算 額 (別表三(一)付表二「5」)	16					
通 算 法 人 の 留 保 金 控 除 額 (別表三(一)付表二「10」)	17					
他の法人の株式又は出資の基準時の 直前における帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18					
当 期 留 保 金 額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19	81,514,116				
留 保 控 除 額 (別表三(一)付表一「33」)	20	43,450,943				
課 税 留 保 金 額 (19)-(20)	21	38,063,000	住 民 税 額 (24)-(27)	28	1,135,400	
			中 小 企 業 者 等 (別表一「2」+「4」+「6」+「9」の 外書-「11」-「17」)-(別表六 (六)「3」+「9」の②)から「9」の⑦) までの合計+「9」の⑩)から「9」 の⑬)までの合計+「9」の⑭)から 「9」の⑮)までの合計)	23		
			住 民 税 額 (22) × 10.4% × 10.4%	24	1,464,040	
			特 定 寄 附 金 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額)×40%	25	400,000	
			調 整 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 (24+(別表一「11」+「17」)×10.4%-(別表 六(二)付表六「7」の計)×10.4%)×20% (マイナスの場合は0)	26	328,640	
			住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額)	27	328,640	

別表三(一)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表三（一）付表一 / [別表三（一）付表一]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

別表三（一）付表一
令六・四・一以後終了事業年度分

積立金基準額の計算		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
積立金基準額の計算	期末資本金の額又は出資金の額	1	150,000,000	円	所得額の計算	通算法人の所得基準額加算額 (別表三(一)付表二「13」)	17		留保控除額	通算法人の所得基準額加算額 (別表三(一)付表二「13」)	17		円	通算法人の所得基準額加算額 (別表三(一)付表二「13」)	17		円	通算法人の所得基準額加算額 (別表三(一)付表二「13」)	17	
	同上の25%相当額	2	37,500,000			通算法人の所得基準額控除額 (別表三(一)付表二「17」)	18			通算法人の所得基準額控除額 (別表三(一)付表二「17」)	18									
	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)-(別表三(一)「10」)	3	90,420,300			他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表八(三)「13」の合計額)	19			他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表八(三)「13」の合計額)	19									
	期中増加	4				新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	20			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	20									
	期中減少	5				対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	21			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	21									
	期末利益積立金額 (3)+(4)-(5)	6	90,420,300			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	22			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	22									
	積立金基準額 (2)-(6)	7	0			沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「15」又は(別表十(二)「10」)	23			沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「15」又は(別表十(二)「10」)	23									
定額基準額 $2,000万円 \times \frac{12}{12}$	8	20,000,000		沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の要加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「16」又は(別表十(二)「11」)	24		沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の要加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「16」又は(別表十(二)「11」)	24												
所得額の計算	所得金額 (別表四「52の①」)	9	53,971,180		取用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(五)「22」+「37」+「42」+「47」+「52」)	25		取用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(五)「22」+「37」+「42」+「47」+「52」)	25											
	非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四「38」)	10			特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別認定繰上額の損金算入額 (別表十(六)「12」)	26		特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別認定繰上額の損金算入額 (別表十(六)「12」)	26											
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」から通算法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	11	685,000		特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別認定繰上額の益金算入額 (別表十(六)「18」+「20」)	27		特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別認定繰上額の益金算入額 (別表十(六)「18」+「20」)	27											
	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)+(別表十七(三)の七)「27の計」)	12			肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(七)「22」)	28		肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(七)「22」)	28											
	受贈益の益金不算入額 (別表四「16」)	13			超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	29		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	29											
	法人税額の還付金等(過課納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「19」)+(別表四付表「7」)	14			課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)の二)「28」)+(別表十七(三)の三)「9」)+(別表十七(三)の四)「11」)	30		課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)の二)「28」)+(別表十七(三)の三)「9」)+(別表十七(三)の四)「11」)	30											
	欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)+(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」)	15	53,971,179		所得等の金額 (9)-(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)-(16)+(17)-(18)-(19)+(20)+(21)-(22)+(23)-(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+(29)-(30)	31	108,627,359	所得等の金額 (9)-(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)-(16)+(17)-(18)-(19)+(20)+(21)-(22)+(23)-(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+(29)-(30)	31	108,627,359										
算	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額 (別表四「37」)	16			所得基準額 (31)×40%	32	43,450,943	所得基準額 (31)×40%	32	43,450,943										
					留保控除額 (7),(8)又は(32)のいずれか多い金額)	33	43,450,943	留保控除額 (7),(8)又は(32)のいずれか多い金額)	33	43,450,943										

■別表五（一）付表 / [別表五（一）付表]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

株式の種類		期首現在 種類資本金額 ①	当期の増減		差引翌期首現在 種類資本金額 ①-②+③ ④
			減 ②	増 ③	
普通株	1	円 30,000,000	円	円	円 30,000,000
配当優先株	2	15,000,000			15,000,000
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
差引合計額	11	45,000,000			45,000,000
備考					

別表五（一）付表
令六・四・一以後終了事業年度分

■別表五（二） / [別表五（二）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

租税公課の納付状況等に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社	
税目及び事業年度		期首現在額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額 ③ ④		期末現在額 ⑤
		円	円	円	円	円
法人税及び地方法人税	令和 4・4・1	1	4,871,000	4,871,000		0
	令和 5・3・31	2	706,800		706,800	0
	令和 5・4・1	3		3,435,400	3,177,600	0
	令和 6・3・31	4		1,812,400		1,812,400
	計	5	5,577,800	5,247,800	5,128,800	3,884,400
道府県民税	令和 4・4・1	6	801,600	801,600		0
	令和 5・3・31	7	107,200		107,200	0
	令和 5・4・1	8				
	令和 6・3・31	9		1,026,100		1,026,100
	計	10	908,800	1,026,100	801,600	107,200
市町村民税	令和 4・4・1	11	652,000	652,000		0
	令和 5・3・31	12	98,000		98,000	0
	令和 5・4・1	13				
	令和 6・3・31	14		832,700		832,700
	計	15	750,000	832,700	652,000	98,000
特別法人事業税及び事業税	令和 4・4・1	16	2,069,600	2,069,600		0
	令和 5・3・31	17	216,000		216,000	0
	令和 5・4・1	18				
	令和 6・3・31	19				
計	19	2,285,600		2,069,600	216,000	0
その他の損金算入のもの	利子税	20				
	延滞金 (延納に係るもの)	21				
	固定資産税	22		1,723,600		1,723,600
	消費税及びその他	23		3,772,600		3,772,600
	加算税及び加算金	24		146,000		146,000
	延滞税	25		24,600		24,600
	延滞金 (延納分を除く。)	26		14,800		14,800
	過怠税	27				
		28				
	29					
納税充当金の計算						
繰入額	期首納税充当金	30	8,000,000			
	損金経理をした納税充当金	31	16,000,000			
		32				
	計 (31)+(32)	33	16,000,000			
	法人税額等 (5の③)+(10の③)+(13の③)	34	6,582,400			
取崩額	事業税及び特別法人事業税 (19の③)	35	2,069,600			
	計 (34)+(35)	36				
		37				
		38				
		39				
		40				8,652,000
		41				15,348,000
通算法人の通算税効果額の発生状況等の明細						
事業年度	期首現在額	①	円			円
	当期発生額	②				円
当期分	当期中の決済額	③				円
	受取額	④				円
計		⑤				円

別表五(二)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（二） / [別表六（二）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等 令和 6・4・1
令和 7・3・31 法人名 OBC商事株式会社

別表六（二）

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	円	区 分	国外所得対応分 ①	①のうち非課税所得分 ②
1	5,542,722			
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の二「5」の②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2	3,130,070	24	1,400,000
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3	53,971,180	25	5,722,782
繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	53,971,179	26	
対外船給運航事業者の日本船給による 収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	5		27	
対外船給運航事業者の日本船給による 収入金額に係る所得の金額の控除算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	6		28	
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	7		29	
組合等損失超過合計額 の損金算入額 (別表九(二)「9」)	8		30	
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8) (マイナスの場合は0)	9	107,942,359	31	
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	10	11,807,506	32	
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (46の①)	11	7,122,782	33	
(10)+(11) (マイナスの場合は0)	12	18,930,288	34	
非課税国外所得の金額 (46の②)+(別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	13	0	35	5,722,782
(12)-(13) (マイナスの場合は0)	14	18,930,288	36	
(9)×90%	15	97,148,123	37	
調整国外所得金額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16	18,930,288	38	
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{(16)}{(9)}$ (清算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	17	548,933	39	
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(17)のうち少ない金額)	18	548,933	40	
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	19	734,600	41	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	20		42	
((18)+(19)+(20)×4)×100% 課税標準額控除額	21	1,283,533	43	
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	22		44	
当期に控除できる金額 (21)+(22)	23	1,283,533	45	0
			計 (24)+(35)-(45)	7,122,782
			小 計	0
			計	0

令六・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	47	円	地方法人税控除限度額 (51)× $\frac{(16)}{(9)}$ (清算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	52	円
		5,542,722			60,819
法人税の控除限度額 (17)	48	548,933	地方法第12条第1項により控除できる金額 ((49)と(52)のうち少ない金額)	53	60,819
差引控除対象外国法人税額 (47)-(48)	49	4,993,789	(53)又は当初申告税額控除額	54	60,819
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	50	3,367,000	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	55	
地方法人税額 (50)×10.3%-1(別表六(五)の二「5」の②)+ (別表十七「50」の「1」-「50」の①のうち多金額) (マイナスの場合は0)	51	346,801	外国税額の控除額 (54)+(55)	56	60,819

■別表六（二）付表一 / [別表六（二）付表一]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
国外事業所等の名称等	名称	1	中国支店		
	国名又は地域名	2	中華人民共和国		
	所在地	3	中国北京市東城区東四東四四條20号		
	主たる事業	4	製造業		
区分	国外所得対応分		①のうち非課税所得分	国外所得対応分	③のうち非課税所得分
		①	②	③	④
加	国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額	5	円 5,000,000	円	円
	(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額	6			
算	納付した控除対象外国法人税額	7	450,306		
	交際費等の損金不算入額	8	980,200		
	貸倒引当金の戻入額	9	680,000		
	国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表六(二)付表二「16」)	10	5,064,500		
		11			
		12			
		13			
		14			
	小計	15	7,175,006	0	0
	減	貸倒引当金の繰入額	16	367,500	
銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 (別表六(二)付表二「20」)		17			
保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入額 (別表六(二)付表四「29」)		18			
		19			
		20			
		21			
		22			
小計		23	367,500	0	0
仮計	24	11,807,506	0	0	
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (24の①)+(24の③)		25	円 11,807,506		
(25)のうち非課税所得の金額 (24の②)+(24の④)		26	0		

別表六(二)付表一

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（二）付表二 / [別表六（二）付表二]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算及び銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書	事業年度 令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名 OBC商事株式会社
--	-------------------------------	------------------

別表六（二）付表二

令六・四・一以後終了事業年度分

I 国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算に関する明細書

国外事業所等の名称等	名 称 1	中国支店	国外事業所等帰属資本相当額 (別表六(二)付表三「9」、「14」、「21」、「34」、「38」、「44」又は「54」)	10	円 8,404,105			
	国 名 又 は 地 域 名 2	中華人民共和国	国外事業所等に係る資産の帳簿価額の平均残高	11	6,125,130			
	所 在 地 3	中国北京市东城区東四條胡同49号						
	主 たる 事 業 4	製造業				国外事業所等に係る負債の帳簿価額の平均残高	12	361,200
5	円 5,064,500	国外事業所等に係る自己資本の額 (11)－(12) (マイナスの場合は0)				13	5,763,930	
負債の利子の損金不算入額	(5)のうち国外事業所等から本店等に対する内部支払利子の額	6	損金不算入額	14	512,350			
	(5)のうち本店配賦経費に含まれる負債の利子の額	7				530,000		
	(5)のうち銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 (20)	8				((10)－(13))と(14)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	15	512,350
	計 (5)－(8)	9				円 5,064,500	16	5,064,500
	17	円				国外事業所等帰属資本相当額 (10)	19	円
(17)に係る負債につき銀行等が支払う負債の利子の額	18	損 金 算 入 額 $(18) \times \frac{(19)}{(17)}$	20	円				

II 銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

■別表六（二）付表三 / [別表六（二）付表三]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する
明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

別表六（二）付表三

令六・四・一以後終了事業年度分

国外事業所等の名称	1	中国支店	所在地	3	中国北京市東城区東四環内四环路	
国名又は地域名	2	中華人民共和国	主たる事業	4	製造業	
銀行等以外の内国法人に係る国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細						
資本配賦原則法	総資産の帳簿価額の平均残高	5	円	590,001,500	15	円
	総負債の帳簿価額の平均残高	6		2,500,649	16	
	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	7		3,642,012	17	
	総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	8		254,600,000	18	
	国外事業所等帰属資本相当額 $((5) - (6)) \times \frac{(7)}{(8)}$ (マイナスの場合は0)	9		8,404,105	19	
					20	： ；
					21	円
					22	
					23	%
資本配賦簡便法	総資産の帳簿価額の平均残高	10			24	円
	総負債の帳簿価額の平均残高	11			25	
	事業年度終了の時の国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額	12			26	
	事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	13			27	
	国外事業所等帰属資本相当額 $((10) - (11)) \times \frac{(12)}{(13)}$ (マイナスの場合は0)	14			28	
					29	
					30	： ；
					31	円
					32	
				33	%	
銀行等である内国法人に係る国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細						
規制資本配賦法	規制上の自己資本の額	35	円		34	円
	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	36			35	
	総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	37			36	
	国外事業所等帰属資本相当額 $(35) \times \frac{(36)}{(37)}$	38			37	
	信用リスク額	39			38	
	(39)のうち貸出債権リスク額	40			39	
		41		%	40	
		42			41	円
	国外事業所等に帰せられる貸出債権リスク額	43	円		42	
	(41) > 80%かつ(42) > 50%である場合 $(35) \times \frac{(43)}{(40)}$	44			43	%
				44	円	

■別表六（二の二） / [別表六（二の二）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

当期の控除対象外国法人税額に関する明細書				事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社		
当期に納付する控除対象外国法人税額の計算	納付分	控除対象外国法人税額 (別表六(四)「29」)+(別表六(四の二)「25」)	1	円	4,739,870	当期に減額された控除対象外国法人税額	納付分に係る減額分 (別表六(四)「31」)	10	円
		利子等に係る控除対象外国法人税額 (別表六(五)「14」)	2	円	982,912		みなし納付分に係る減額分 (別表六(四)「32」)	11	
	みなし納付分	控除対象外国法人税額 (別表六(四)「30」)+(別表六(四の二)「26」)	3				外国関係会社に係る減額分 (別表十七(三の五)「36」)	12	
		利子等に係る控除対象外国法人税額 (別表六(五)「15」)	4				計 (10)+(11)+(12)	13	
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	円	5,722,782	前外 期国 法 人 に 税 減 額 の さ う れ た 未 控 除 対 象 分		令和 5・4・1 令和 6・3・31 期分	14	180,060
	外国関係会社に係る控除対象外国法人税額 (別表十七(三の五)「37」)	6			・ ・ 期分		15		
	納付した控除対象外国法人税額計 (1)+(2)+(6)	7	円	5,722,782	・ ・ 期分		16		
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額計 (3)+(4)	8			・ ・ 期分		17		
	計 (7)+(8)	9	円	5,722,782	計 (14)+(15)+(16)+(17)		18	180,060	
(19) - (9)							合計 (13) + (18)	19	180,060
(19) - (9)								20	
当期の控除対象外国法人税額 (9) - (19)								21	5,542,722

別表六(二の二)

令六・四・二以後終了事業年度分

■別表六（三） / [別表六（三）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

別表六(三)

令六・四・一以後終了事業年度分

当期の控除余裕額又は控除限度超過額の計算										
控 除 限 度 等	法人税 (別表六(二)「17」又は別表六の二「11」)	1	円	548,933	控 除 余 裕 額	国 税 (1)-(6)	7	円		
	地方税法人税 (別表六(二)「52」又は別表六の二「46」)	2	円	60,819		道府県民税 (((1)+(2)+(3)-(6))と(3)のうち少ない金額)	8	円		
	道府県民税 (別表六(三)付表「28の⑤」)	3	円	9,870		市町村民税 (((5)-(6))と(4)のうち少ない金額)	9	円		
	市町村民税 (別表六(三)付表「28の⑤」)	4	円	45,856		計 (7)+(8)+(9)	10	円		
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	円	665,478		控除限度超過額 (6)-(5)	11	円		4,877,244
控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	6	円	5,542,722							
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額に関する明細										
事業年度	区 分	控 除 余 裕 額			控 除 限 度 超 過 額					
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥			
令和3・4・1 令和4・3・31	国 税	210,000	210,000		円	外	円			
	道府県民税	55,411	55,411							
	市町村民税	32,000	32,000							
令和4・4・1 令和5・3・31	国 税	254,800	254,800	円 0		外		円		
	道府県民税	78,500	78,500	0						
	市町村民税	45,300	45,300	0						
令和5・4・1 令和6・3・31	国 税	269,800	269,800	0		外				
	道府県民税	84,510	84,510	0						
	市町村民税	35,400	35,400	0						
・ ・ ・	国 税					外				
	道府県民税									
	市町村民税									
・ ・ ・	国 税					外				
	道府県民税									
	市町村民税									
・ ・ ・	国 税					外				
	道府県民税									
	市町村民税									
合 計	国 税	734,600	734,600	0		外				
	道府県民税	218,421	218,421	0						
	市町村民税	112,700	112,700	0						
	計 (30)+(31)+(32)	1,065,721	1,065,721	0						
当 期 分	国 税	(17)			(11)	外	別表六(三)「2」 (20)-(33)の⑧			
	道府県民税	(18)								
	市町村民税	(19)					(33)の②			
	計 (34)-(35)-(36)	(11)	(33)の②		4,877,244	1,065,721	3,811,523			

■別表六（三）付表一 / [別表六（三）付表一]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

地方税の控除限度額の計算の特例に関する明細書				事 業 年 度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	O B C 商事株式会社
法人税の控除限度額 (別表六(二)「17」又は(別表六(二)「11」)	1	円	期末従業員数 (28の①)	2	人		
		548,933			135		
事務所又は事業 所の名称	所 在 地	期 末 従 業 者 数	法人税割の税率		地方税の控除限度額		
			道府県民 税	市町村民 税	道府県民税 (1)× $\frac{\text{①} \times \text{②}}{\text{(2)}}$	市町村民税 (1)× $\frac{\text{①} \times \text{③}}{\text{(2)}}$	
		①	②	③	④	⑤	
東京本社	東京都新宿区 西新宿6丁目8番1号生友不動産新宿-197-	3	人 40	% 2.00	% 8.40	円 3,252	円 13,662
大阪営業所	大阪府大阪市北区 梅田2-6-200ノースビル9F	4	31	2.00	8.20	2,521	10,336
名古屋支店	愛知県名古屋市中区 錦1丁目16番7号NORE見ビル7F	5	25	1.80	8.40	1,829	8,538
広島営業所	広島県広島市中区 立町2-27BPF広島立町ビル4F	6	18	1.00	8.40	731	6,148
福岡営業所	福岡県福岡市博多区 博多駅前1-1-4JPR博多ビル7F	7	21	1.80	8.40	1,537	7,172
		8					
		9					
		10					
		11					
		12					
		13					
		14					
		15					
		16					
		17					
		18					
		19					
		20					
		21					
		22					
		23					
		24					
		25					
		26					
		27					
合 計		28	135			9,870	45,856

別表六(三)付表一
令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（四） / [別表六（四）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

控除対象外国法人税額に関する明細書				事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社				
国名	1	アメリカ									
所得の種類	2	配当									
税種目	3	所得税									
納付確定日（納付すべき日）又は納付日	4	令和 7・4・30									
源泉・申告・賦課の区分	5	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	
事業年度又は計算期間	6	令和 6・4・1 令和 7・3・31									
納付外国法人税額	課税標準	7	US\$ 84,250.00								
	税率 (%)	8	20								
	税額	9	(7) × (8) 16,850.00								
	税額控除額	10									
	納付すべき税額	11	(9) - (10) 16,850.00								
みなし納付外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定		12								
	(12)の規定の場合の外国法人税額の適用がないもの	課税標準	13								
		税率 (%)	14								
		税額	15	(13) × (14)							
		税額控除額	16								
		納付すべき税額	17	(15) - (16)							
納付したとみなされる外国法人税額	18	(17) - (11)									
控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計		19	(11) + (18) 16,850.00							
	控除対象外国法人税額（(7)又は(13)×35%と(19)のうち少ない金額）		20	16,850.00							
	納付分	21	(11)と(20)のうち少ない金額 16,850.00	(1,937,750円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
	みなし分	22	(20) - (21) 0.00	(0円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
外国法人税額が異動した場合	増額又は減額前の事業年度の(21)の金額		23								
	納付分	(21) ≥ (23)の場合	24	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
		(21) < (23)の場合	25	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
		(23) - (21)	26								
	増額又は減額前の事業年度の(22)の金額		26								
	みなし分	(22) ≥ (26)の場合	27	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
		(22) < (26)の場合	28	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
	納付した控除対象外国法人税額（(21)欄又は(24)欄の合計）		29	円 1,937,750	減額された納付控除対象外国法人税額（(25)欄の合計）				31	円	
納付したとみなされる控除対象外国法人税額（(22)欄又は(27)欄の合計）		30	円	減額されたみなし納付控除対象外国法人税額（(28)欄の合計）				32	円		

別表六（四）
令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（四の二） / [別表六（四の二）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額等を超える金額等に対応する控除対象外国法人税額に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社				
外国人の名称等	名称	1	Australia Corporation						
	本店務又は主たる所在地	2	オーストラリア						
	所在地	3	Unit1205, 123Pitt Street, SydneyNSW 2000, Australia						
	発行済株式等の保有割合	4	%	%	%	%	%	%	
	発行済株式等の通算保有割合	5	%	%	%	%	%	%	
剰余金の配当等に係る外国法人税額	税種目	6	所得税						
	納付確定日又は納付日	7	令和 7・3・31	・	・	・	・	・	
	課税標準	8	AUD 245,800.00						
	税率	9	15 %	%	%	%	%	%	
	税額 (8)×(9)	10	36,870.00						
納される外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	11							
	(11)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (8)×税率	12	(%) (%) (%) (%) (%)						
	みなし納付外国法人税額 (12)－(10)	13	0.00						
控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (10)＋(13)	14	36,870.00						
	損金算入配当を受ける場合	15	外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額						
		16	(15)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額(別表十七(三の七)「25」)						
		17	益金算入される損金算入配当等の額 (15)－(16)						
		18	(14)のうち(17)に対応する金額						
外国法人税額	上記以外をの受ける剰余金の場合	19	措置法第66条の8第1項、第3項、第7項又は第9項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額(別表十七(三の七)「27」)						
		20	益金算入される剰余金の配当等の額(別表十七(三の七)「9」)－(19)						
		21	(14)のうち(20)に対応する金額						
税額	控除対象外国法人税額 ({(8)×35%}と{(18)又は(21)}のうち少ない金額)	22							
	納付分 (22)× $\frac{(10)}{(14)}$	23	(2,802,120円) (円) (円) (円) (円)						
	みなし分 (22)－(23)	24	(0円) (円) (円) (円) (円)						
	納付した控除対象外国法人税額 (23)欄の合計	25						円 2,802,120	
納付したとみなされる控除対象外国法人税額 (24)欄の合計	26						円 0		

別表六(四の二) 令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（五） / [別表六（五）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

利子等に係る控除対象外国法人税額等に関する
明細書

事業年度 令和 6・4・1
令和 7・3・31 法人名 OBC商事株式会社

別表六(五)

令六・四・一以後終了事業年度分

利子等に係る控除対象外国法人税額に関する明細								
国名	1	アメリカ						
税種	2	所得税						
納付確定日又は納付日	3	令和 6・4・30						
納付外国税額	課税標準（収入金額）	4	US\$ 85,470.65					
	税率	5	10 %					
	税額 (4) × (5)	6	8,547.06					
納付したとみなされる外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	7						
	上記(7)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (4) × 税率	8	() %	() %	() %	() %	() %	() %
	みなし納付外国法人税額 (8) - (6)	9						
控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (6) + (9)	10	8,547.06					
	控除対象外国法人税額 ($(4) \times (10\% \text{又は} 15\%)$)と(10)のうち少ない金額	11	8,547.06					
	(6)と(11)のうち少ない金額	12	(982,912円)	()円	()円	()円	()円	()円
	(11) - (12)	13	(0円)	()円	()円	()円	()円	()円
	納付した控除対象外国法人税額 (12)欄の合計	14						円 982,912
納付したとみなされる控除対象外国法人税額 (13)欄の合計	15							
所得率の計算								
事業年度	所得金額仮計 (別表四「26の①」)	受取配当等の 益金不算入額 (別表八(一)「5」)	外国子会社等の 剰余金等 の利益不算入額 (別表八(二)「26」) + (別表十七(三)の 七)「27の計」)	外国子会社等の 剰余金等 の利益不算入額 (別表八(二)「27」)	控除所得税額 (別表六(一) 「6の③」)	租金算入 外国法人税額	調整所得金額 (16) + (17) - (18) - (19) + (20) + (21) (マイナスの場合は 0)	総収入金額等
	16	17	18	19	20	21	22	23
令和 4・4・1	円	円	円	円	円	円	円	円
令和 5・3・31	1,391,580	112,550			368,027		1,872,157	1,845,001
令和 5・4・1	2,245,103	335,410			556,810		3,137,323	2,684,700
...								
...								
...								
...								
当期分	101,422,291	685,000			501,025		102,608,316	110,545,102
計							107,617,796	115,074,803
所得率 (22の計) / (23の計)	24							93.51 %

■別表六（五の二） / [別表六（五の二）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

分配時調整外国税相当額の控除に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	O B C 商事株式会社			
区 分	取 入 金 額	①に 係 属 する 分配 時 調整 外国 税 相当 額		②のうち 控 除 を 受 ける 分配 時 調整 外国 税 相当 額	③			
合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	1	円		円	円			
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配	2							
特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当(社債的受益権の剰余金の配当を除く。)及び特定投資信託の受益権の剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権の剰余金の配当を除く。)に該当する金額	3	1,000,000		237,000	237,000			
そ の 他	4							
計	5	1,000,000		237,000	237,000			
法 人 税 の 額 (別表一「9」又は(別表一の二「6」))	6			6,645,820				
法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (5の③)と(6)のうち少ない金額	7			237,000				
(5 の ③) の うち 法 人 税 の 額 を 超 え る 金 額 (5の③)-(6) (マイナスの場合は0)	8			0				
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配又は特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当(社債的受益権の剰余金の配当を除く。)及び特定投資信託の受益権の剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権の剰余金の配当を除く。)に該当する金額(みなし配当を除く。)に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額の計算								
個 別 法 人 による場合	銘 柄	収 入 金 額	分配 時 調整 外国 税 相当 額	取 益 の 分配 等 の 計 算 期 間	(11) の うち 元 本 所 有 期 間	所 有 期 間 割 合 (12) (11) (小数以下3位を四捨五入)	控 除 を 受 ける 分配 時 調整 外国 税 相当 額 (10) × (13)	
		9	10	11	12	13	14	
	外国株式投資信託	1,000,000	237,000	12	12	1.000	237,000	
銘 柄 別 簡 便 法 による場合	銘 柄	収 入 金 額	分配 時 調整 外国 税 相当 額	取 益 の 分配 等 の 計 算 期 末 の 所 有 元 本 数 等	取 益 の 分配 等 の 計 算 期 首 の 所 有 元 本 数 等	(17)-(18) 2又は12 (マイナスの場合10)	所 有 元 本 割 合 (17) (18)+(17) (小数以下3位を四捨五入)	控 除 を 受 ける 分配 時 調整 外国 税 相当 額 (16) × (20)
		15	16	17	18	19	20	21
その他に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額の明細								
支 払 者 の 法 人 名	支 払 者 の 所 在 地	支 払 を 受 け た 年 月 日	取 入 金 額	控 除 を 受 ける 分配 時 調整 外国 税 相当 額	参 考			
			22	23				
		・ ・	円	円				
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
		計						

別表六(五)の二
令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（六） / [別表六（六）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

別表六(六)

令六・四・一以後終了事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算			
当期税額控除可能額 (7の合計)	1	円 9,154,202	円 11,269,144
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一「2」若しくは「13」)	2	12,521,272	9,154,202
試験研究費の額に係る特別控除分除額「法人税額」特別控除額 (別表六(十四)「14」+「28」)	3		0
調整前法人税額超過額 (1)-(5)-(3)			
当期税額控除可能額、調整前法人税額超過構成額及び法人税額の特別控除額の明細			
適用を受ける各特別控除制度	7	8	9
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分 ① 円 341,440	円 0	円 341,440
中小企業等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分 ②		
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分 ③ 1,200,000	0	1,200,000
中小企業者等が機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ④ 943,247	0	943,247
	当期分 ⑤ 511,007	0	511,007
沖縄の特定地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑥		
	当期分 ⑦		
国家戦略特別区域において機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑧		
国際戦略総合特別区域において機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑨		
地域経済牽引事業の推進区域内において特定事業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑩		
地方活力向上地域等において特定建物等 を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑪		
地方活力向上地域等において雇用者の数が 増加した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑫ ⑬		
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する 寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑭ 100,000	0	100,000
中小企業者等が特定経営力向上設備等 を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑮		
	当期分 ⑯ 1,050,000	0	1,050,000
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑰		
	当期分 ⑱ 2,504,254	0	2,504,254
認定特定高度情報通信技術活用設備 を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑲		
情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を 支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑳ 2,504,254	0	2,504,254
	⑳ 別表六(二十六)「26」		
	㉑ 別表六(二十六)「41」		
産業競争力基盤強化商品生産用資産 を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ㉒ ⑳ 別表六(二十七)「16」		
	㉓ 別表六(二十七)「26」		
特定復興産業集積区域等において機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ㉔ 別表六(六)付表「1」の㉑	別表六(六)付表「2」の㉑	別表六(二十七)「23」
	㉕ 別表六(二十八)「22」		別表六(二十七)「33」
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等 を雇用した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ㉖ 別表六(六)付表「1」の㉑	別表六(六)付表「2」の㉑	別表六(二十七)「18」
	㉗ 別表六(二十九)「12」		別表六(二十七)「28」
合 計		(6) 9,154,202	(5)-(3) 9,154,202

■別表六（六）付表 / [別表六（六）付表]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
適用を受ける各特別控除制度	事業年度	当期税額控除可能額		調整前法人税額超過構成額	
		1	2	1	2
中小企業者等が機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	令和 4・4・1	①	円	円	0
	令和 5・3・31		943,247		
	令和 5・4・1	②			
	令和 6・3・31				
	計	③	943,247		0
沖繩の特定地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	・	④			
	・				
	・	⑤			
	・				
	・	⑥			
	・				
	計	⑦	別表六(十六)「21」		
中小企業者等が特定経営力向上設備等 を取得した場合の法人税額の特別控除	・	⑧			
	・				
	・	⑩			
	計	⑪	別表六(二十三)「20」		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	・	⑫			
	・				
	・	⑬			
	・				
	・	⑭			
	・				
	計	⑮	別表六(二十四)「48」		
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち 半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	・	⑯			
	・				
	・	⑳			
	計	㉑	別表六(二十七)「21」		
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち 特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	・	㉒			
	・				
	・	㉓			
	・				
	・	㉔			
	計	㉕	別表六(二十七)「31」		
特定復興産業集積区域等において機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	・	㉖			
	・				
	・	㉗			
	・				
	・	㉘			
	計	㉙	別表六(二十八)「27」		

別表六(六)付表
令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（七） / [別表六（七）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社		別表六(七)
継続雇用者給与等支給額に係る要件	期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	国内設備投資額	9	円	令六・四・一以後終了事業年度分
			150,000,000	当期償却費総額	10	12,751,830	
	期末現在の常時使用する従業員の数	2	人	特定適用税額可否の判定	11	該当・非該当	
	継続雇用者給与等支給額 (23の①)	3	円	令和6年4月1日以後に開始する事業年度において、(1)≥10億円かつ(2)≥1,000人の場合又は(2)≥2,000人の場合において、(15)＞0のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき	12	該当・非該当	
	継続雇用者比較給与等支給額 (23の②)又は(23の③)	4	円	同上以外の場合	13	該当・非該当	
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)-(4)}{(4)}$	5	0.064	産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定 (9) > (10) × $\frac{40}{100}$	14	円	
	特定適用税額可否の判定	6	該当・非該当	当期の基準所得等金額 (別表四「32の①」-「37の①」-「38の①」-「40の①」-「42の①」-「44の①」)+(別表四「9の①」)+(別表七の「5」-「11」)× $\frac{12}{当期の月数}$ (マイナスの場合は0)	15	107,942,359	
	継続雇用者比較給与等支給額 (3) > (4)又は(3) = (4) = 0	7	該当・非該当	前事業年度の基準所得等金額の合計額 (前事業年度の月数調整前の(14)の合計) (マイナスの場合は0)	16	円	
産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定 (5) ≥ 0.01又は(3) = (4) = 0	8	該当・非該当	(14) ≤ (15)		該当・非該当		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算							
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算			
		当期	①	前事業年度	②	前一年事業年度特定期間	③
事業年度等	17			令和 5・4・1 令和 6・3・31			
継続雇用者に対する給与等の支給額	18	円	851,200,000	円	800,000,000	円	
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	19						
同上のうち雇用安定助成金額	20						
差引 (18) - (19) + (20)	21		851,200,000		800,000,000		
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(17の③)の月数}}$	22						
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (21)又は(21)×(22)	23		851,200,000		800,000,000		円
当期償却費総額の計算							
損益計算書に計上された減価償却費の額	24	円	11,501,830	当期償却費総額 (24) + (25)	26		円
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	25		1,250,000				12,751,830

■別表六（九） / [別表六（九）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社	別表六(九)			
特定税額控除規定の適用可否								可			
試験研究費の額				1	円	21,340,000		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	16	円	12,521,272
控除対象試験研究費の額				2	円	21,340,000		当期 令和8年3月31日以前に開始する事業年度の 試験研究費割合の計算	17	当 期 税 額 基 準 額	((7) > 4% の場合 $((7) - \frac{4}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05))
(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額				3	円						
控除対象試験研究費の額				4	円	21,340,000		当期 令和8年3月31日以前に開始する事業年度の 試験研究費割合の計算	18	当 期 税 額 基 準 額	(7) < マイナス4% の場合 (9) > 10% の場合を除く。 $((7) + \frac{4}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05))
比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)				5	円	29,353,733					
増減試験研究費の額				6	円	△8,013,733		当期 令和8年3月31日以前に開始する事業年度の 試験研究費割合の計算	19	当 期 税 額 基 準 額	(9) > 10% の場合の特例加算割合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)
増減試験研究費割合				7	円	-0.273					
平均売上金額 (別表六(十一)「10」)				8	円	1,093,469,475		当期 令和8年3月31日以前に開始する事業年度の 試験研究費割合の計算	20	当 期 税 額 基 準 額	((16) + (別表六(十三)「9」)) × (0.25 + ((17) と (19) のうち高い割合) 又は (18))
試験研究費割合				9	円	0.019					
税額控除割合の計算				10	円	0.085		当期 令和8年3月31日以前に開始する事業年度の 試験研究費割合の計算	21	当 期 税 額 基 準 額	当期税額控除可能額 (15) と (20) のうち少ない金額 又は(別表六(九)「26」、「29」又は「31」)
(7) > 12%かつ令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{11.5}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$				11	円						
税額控除割合の計算				12	円	0.016		当期 令和8年3月31日以前に開始する事業年度の 試験研究費割合の計算	22	当 期 税 額 基 準 額	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)
(10)及び(11)以外の場合 $\frac{11.5}{100} - ((\frac{12}{100} - (7)) \times 0.25)$ (0.01未満の場合は0.01)				13	円						
税額控除割合の計算				14	円	0.016		当期 令和8年3月31日以前に開始する事業年度の 試験研究費割合の計算	23	当 期 税 額 基 準 額	法人税額の特別控除額 (21) - (22)
(9) > 10% の場合の控除増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)				15	円						
税額控除限度額 (4) × (14)				15	円	341,440					341,440

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（十） / [別表六（十）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事 年	業 度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	O B C 商事株式会社		
試験研究費の額	1			円	21,340,000	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12)又は0.12)	13	円
控除対象試験研究費の額	2							
(1)のうち中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3					調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の「2」若しくは「13」)	14	12,521,272
控除対象試験研究費の額の計算	4					(7) > 12% の場合	15	0.35
増減試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)	5				29,353,733	(9) > 10% の場合の特例加算割合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16	
増減試験研究費の額 (1) - (5)	6				△8,013,733			
増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7				-0.273	当期税額基準額 $((14) + \text{別表六(十三)「9」}) \times ((15), (0.25 - (16)) \text{又は} 0.25)$	17	円
試験研究費割合の計算	8			円	1,093,469,475			3,130,318
平均売上金額 (別表六(十一)「10」)	8					当期税額控除可能額 $((13) \text{と} (17) \text{のうち少ない金額}) \times \text{別表六(十一)「9」, 「9c」又は「9e」}$	18	0
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9				0.019			
税額控除割合の計算	10				0.120	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	19	
割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$ (0.12未満の場合、設立事業年度の場合同じ又は(5) = 0の場合は0.12)	10							
(9) > 10% の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11							
税額控除割合 $\frac{(10) + (10) \times (11)}{(10)}$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12				0.120	法人税額の特別控除額 (18) - (19)	20	0

別表六(十)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（十一） / [別表六（十一）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書				事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
比較試験研究費の額の計算							
事業年度	試験研究費の額		当期の月数 (1)の事業年度の月数	改定試験研究費の額 (2)×(3)			
	1	2	3	4			
調整対象年度	令和 3・4・1	円	12	円			
	令和 4・3・31		12				
	令和 4・4・1		12				
	令和 5・3・31	22,548,800	12	22,548,800			
	令和 5・4・1		12				
	令和 6・3・31	65,512,400	12	65,512,400			
	・		――				
	・		――				
	・		――				
	・		――				
計					88,061,200		
比較試験研究費の額 (4の計)÷(調整対象年度数)				5	円 29,353,733		
平均売上金額の計算							
事業年度	売上金額		当期の月数 (6)の事業年度の月数	改定売上金額 (7)×(8)			
	6	7	8	9			
売上調整年度	令和 3・4・1	円	12	円			
	令和 4・3・31	1,238,560,100	12	1,238,560,100			
	令和 4・4・1		12				
	令和 5・3・31	1,450,315,800	12	1,450,315,800			
	令和 5・4・1		12				
	令和 6・3・31	1,685,002,003	12	1,685,002,003			
	・		――				
	・		――				
	・		――				
	・		――				
計					4,373,877,903		
平均売上金額 (9の計)÷(1+売上調整年度数)				10	円 1,093,469,475		

別表六(十一)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（十二） / [別表六（十二）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC 商事株式会社
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否					可
特別試験研究費の額 (14の計)	1	円	6,000,000	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	7 円 12,521,272
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(九)「3」又は(別表六(十)「3」)	2			当期税額基準額 (7)+(別表六(十三)「18」) $\times\frac{10}{100}$	8 1,252,127
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3	円	6,000,000	当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額	9 1,200,000
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額	4			(別表六(十二)付表三「16」又は「19」)	
(3)のうち税額控除割合が25%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額	5			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)	10
特別研究税額控除限度額 $(4)\times\frac{30}{100}+(5)\times\frac{25}{100}+(3)-(4)-(5)\times\frac{20}{100}$	6	円	1,200,000	法人税額の特別控除額 (9)-(10)	11 円 1,200,000
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細					
措法第42条の4第7項各号の該当号	特別試験研究の内容			特別試験研究費の額	
12	13			14	
第1号・第2号・ <u>第3号</u>				円 6,000,000	
第1号・第2号・第3号					
計			6,000,000		
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額					15
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額					16

別表六(十二)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（十二）付表一 / [別表六（十二）付表一]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

新規高度人件費割合等の計算に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
試験研究費の額	1	円	$\frac{(4)}{(12)}$	5	1.20
		21,340,000			
同上のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額 (江東化研等該当する試験研究に係る人件費の額を除く。)	2	円	(2)のうち措令第27条の4第25項第1号又は第2号に定める試験研究費の額に該当する金額	6	
		6,000,000			
(1)のうち役員又は施用人に対する人件費の額	3	円	新規高度研究業務従事者に対する特別試験研究費の額 (2) - (6) (5) < 1.03の場合又は(1) = 0の場合は0	7	
		10,000,000			
新規高度人件費割合 $\frac{(2)}{(3)}$	4	0.60			6,000,000
前事業年度の新規高度人件費割合の明細					
前事業年度	8	円	(9)のうち役員又は施用人に対する人件費の額	11	
		令和 5・4・1 令和 6・3・31			
試験研究費の額	9	円			9,000,000
		17,800,000			
同上のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額 (江東化研等該当する試験研究に係る人件費の額を除く。)	10	円	前事業年度の新規高度人件費割合 $\frac{(10)}{(11)}$	12	0.50
		4,500,000			

別表六(十二)付表一

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（十五） / [別表六（十五）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

中小企業者等が機械等を取付した場合の法人税額の特例控除に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社		
事業種目	1	運送業					
資産種類	2	車両及び運搬具					
	3	大型貨物自動車					
設備の種類又は区分	4						
取得年月日	5	令和 6・11・1	・	・	・	・	
指定事業の用に供した年月日	6	令和 6・11・1	・	・	・	・	
取得価額又は製作価額	7	円 9,841,211	円	円	円	円	
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8	2,541,110					
差引改定取得価額 (7)-(8) 又は ((7)-(8)) × $\frac{75}{100}$	9	7,300,101					
法人税額の特例控除額の計算							
当期分	取得価額の合計額 (9)の合計	10	円 7,300,101	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (13)-(14)-(別表六(二十三)「15」)	17	円 943,247
	税額控除限度額 (10) × $\frac{7}{100}$	11	511,007		繰越税額控除限度超過額 (23)の計	18	11,270,821
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	12	12,521,272		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19	943,247
	当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13	2,504,254		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	20	
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14	511,007		当期繰越税額控除額 (19)-(20)	21	943,247
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑤」)	15			法人税額の特例控除額 (16)+(21)	22	1,454,254
	当期税額控除額 (14)-(15)	16	511,007				
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	23		当期控除可能額	24	翌期繰越額 (23)-(24)	25
	令和 4・4・1		円		円		
令和 5・3・31		4,581,110		943,247			
令和 5・4・1						外	円
令和 6・3・31		6,689,711					6,689,711
計		11,270,821		(19) 943,247		外	6,689,711
当期分	(11)	511,007		(14) 511,007		外	0
合計							6,689,711
機械装置等の概要							
大型貨物自動車(車両総重量8ト)							

別表六(十五) 令和六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（二十二） / [別表六（二十二）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	〇ＢＣ商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

別表六(二十二)

令六・四・一以後終了事業年度分

特定寄附金の額の合計額 (23の計)		1	円	住	調整前法人税額 (6)	11	円
			1,000,000	民			12,521,272
	税額控除基準額 (1) × $\frac{40}{100}$	2	400,000	額	税額控除超過戻 税額等の加算額 (別表六(十)付表「29」+「34」)+ (別表六(十二)付表「19」+「24」)	12	
	差引税額控除基準額残額 (2) - (22)	3	178,800	課	通算法人の仮装経理に 基づく過大申告の場合等の 法人税額に係る加算額	13	
	特定寄附金基準額 (1) × $\frac{10}{100}$	4	100,000	税	法人税額調整加算額 (別表三(二)「25」)+(別表三(二)の二 「26」)+(別表三(三)「21」)+(別表六 (三十)「31」)	14	3,278,750
	税額控除限度額 (3)と(4)のうち少ない金額	5	100,000	除	加算課税額 (12)+(13)+(14)	15	3,278,750
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	6	12,521,272	の	中小企業者等以外の法人 (別表六(六)「7の②」+「7の③」から 「7の⑦」までの合計+「7の⑧」から 「7の⑩」までの合計+「7の⑪」から 「7の⑬」までの合計)	16	
	当期税額基準額 (6) × $\frac{5}{100}$	7	626,063	額	中小企業者等 (別表六(六)「3」+「7の②」から 「7の⑦」までの合計+「7の⑩」から 「7の⑬」までの合計+「7の⑭」から 「7の⑯」までの合計)	17	
	当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額	8	100,000	調	仮計 (11)+(15)-(16)又は(17) (マイナスの場合は0)	18	15,800,022
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	9		整	加算対象通算対象欠損調整額等	19	
	法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10	100,000	な	控除対象通算適用前欠損調整額等	20	
				減	住民税額控除額の計算 の基礎となる法人税額 (18)+(19)-(20) (20)>((18)+(19)-(15))の場合は(15))	21	15,800,022
				算	住民税額控除額 (21) × $\frac{1}{100}$	22	221,200
特 定 寄 附 金 に 関 する 明 細							
寄附した年月日	寄 附 先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容				特定寄附金の額	
令和 5・4・1	〇〇県△△市	観光まちづくりプロジェクト				23	
・						円	
・						1,000,000	
計						1,000,000	

■別表六（二十三） / [別表六（二十三）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社				
事業種目	1	小売業							
資産区分	種類	2	機械及び装置						
	設備の種類又は区分	3	その他サービス業用設備						
	細目	4	セルフレジ						
	取得年月日	5	令和 6・4・19	・	・	・			
取得価額	指定事業の用に供した年月日	6	令和 6・4・19	・	・	・			
	取得価額又は製作価額	7	15,000,000	円	円	円			
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8							
差引改定取得価額	9	15,000,000							
法人税額の特別控除額の計算									
当期分	取得価額の合計額 (9の合計)	10	15,000,000	円	前期	差引当期税額基準額残額 (14) - (15) - (別表六(十五)「19」)	18	円	
	同上のうち特定中小企業者等に係る額	11			繰越	繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19		
	税額控除限度額 $((10) - (11)) \times \frac{7}{100} + (11) \times \frac{10}{100}$	12	1,050,000			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20		
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	13	12,521,272			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑤」)	21		
	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100} - (別表六(十五)「14」)$	14	1,993,247			当期繰越税額控除額 (20) - (21)	22		
	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15	1,050,000			法人税額の特別控除額 (17) + (22)	23	1,050,000	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	16							
	当期税額控除額 (15) - (16)	17	1,050,000						
翌期繰越税額控除限度超過額の計算									
事業年度		前期繰越額又は 当期税額控除限度額	24	円	当期控除可能額	25	円	翌期繰越額 (24) - (25)	26
・	・								
・	・							外	円
計				(20)					
当期分	(12)	1,050,000		(15)	1,050,000			外	0
合計									0
機械設備等の概要									

別表六(二十三)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表六（二十四） / [別表六（二十四）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	O B C 商事株式会社
------	-----------------------	-----	--------------

別表六(二十四)

令六・四・一以後終了事業年度分

期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円 150,000,000	適用可否	3	可
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人 950			
法人税額の特別控除額の計算					
雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「4」)	4	円 884,600,000	令和6年度 適用開始 の 事業年度 適用 の場合 の 計算 場 合 の 計 算	第1項適用の場合 (14) ≥ 4%の場合 (0.05, 0.1又は0.15)	29
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「11」)	5	853,000,000		第1項適用の場合 (18) ≥ 10%又は(15) = (17) > 0の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05%の場合 0.05	30
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6	31,600,000		第1項適用の場合 プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 0.05	31
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5) = 0の場合は0)	7	0.037		第1項適用の場合 税額控除限度額 (22) × (0.1 + (29) + (30) + (31)) (14) < 0.03の場合は0)	32
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「5」)	8	円 884,600,000		第2項適用の場合 (14) ≥ 4%の場合 0.15	33
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9	853,000,000		第2項適用の場合 (18) ≥ 10%又は(15) = (17) > 0の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05%の場合 0.05	34
調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10	31,600,000		第2項適用の場合 プラチナくるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 0.05	35
継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19」の①)	11	851,200,000		第2項適用の場合 特定税額控除限度額 (22) × (0.1 + (33) + (34) + (35)) (14) < 0.03の場合は0)	36
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19」の②) 又は「19」の③)	12	800,000,000		第3項適用の場合 (7) ≥ 2.5%の場合 0.15	37
継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13	51,200,000		第3項適用の場合 (18) ≥ 5%又は(15) = (17) > 0の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05%の場合 0.1	38
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12) = 0の場合は0)	14	0.064		第3項適用の場合 くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05	39
教育訓練費の額	15	円 26,000,000		第3項適用の場合 中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (37) + (38) + (39)) (7) < 0.015の場合は0)	40
比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	16	24,065,000		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」 若しくは「13」)	41
教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17	1,935,000		当期税額基準額 (41) × $\frac{20}{100}$	42
教育訓練費増加割合 $\frac{(17)}{(16)}$ (16) = 0の場合は0)	18	0.080	当期税額控除可能額 ((25), (28), (32), (36)又は(40))と(42) のうち少ない金額)	43	
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 $\frac{(15)}{(4)}$	19	0.02939	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の㉑)	44	
控除対象雇用者給与等支給増加額 (6)と(10)のうち少ない金額)	20	円 31,600,000	当期税額控除額 (43) - (44)	45	
雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十四)付表二「12」)	21	0	差引当期税額基準額残額 (42) - (43)	46	
差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20) - (21) (マイナスの場合は0)	22	31,600,000	繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十四)付表一「25」の計)	47	
税額控除限度額の計算 令和6年3月31日以前に開始した事業年度の 場合	23	第1項適用の場合 (14) ≥ 4%の場合 0.1	同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((46)と(47)のうち少ない金額) ((4) ≤ (5)又は(5) = 0の場合は0)	48	
	24	第1項適用の場合 (18) ≥ 20%又は(15) = (17) > 0の場合 0.05	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の㉑)	49	
	25	税額控除限度額 (22) × (0.15 + (23) + (24)) (14) < 0.03の場合は0)	当期繰越税額控除額 (48) - (49)	50	
	26	第2項適用の場合 (7) ≥ 2.5%の場合 0.15	法人税額の特別控除額 (45) + (50)	51	
	27	第2項適用の場合 (18) ≥ 10%又は(15) = (17) > 0の場合 0.1			
	28	中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (26) + (27)) (7) < 0.015の場合は0)			

■別表六（二十四）付表一 / [別表六（二十四）付表一]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

別表六（二十四）付表一
令六・四・一以後終了事業年度分

給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度 令和 6・4・1
令和 7・3・31 法人名 OBC商事株式会社

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算			
国内雇用者に対する給与等の支給額	(1)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(2)のうち雇用安定助成金額	調整雇用者給与等支給額
1	2	3	5
円	円	円	円
884,600,000			884,600,000
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算			
前事業年度	(7)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(8)のうち雇用安定助成金額	調整雇用者給与等支給額
6	7	8	10
円	円	円	円
令和 5・4・1	853,000,000		12
令和 6・3・31			12
比較雇用者給与等支給額			11
(7)-(8)+(9)×(10) (マイナスの場合は0)			853,000,000
調整比較雇用者給与等支給額			12
(7)-(8)×(10) (マイナスの場合は0)			853,000,000
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算			
事業年度等	継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算	前一年事業年度特定期間
13	①	②	③
令和 5・4・1		令和 5・4・1	
令和 6・3・31		令和 6・3・31	
継続雇用者に対する給与等の支給額	円	円	円
14	851,200,000	800,000,000	
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	15		
同上のうち雇用安定助成金額	16		
差引	17	851,200,000	800,000,000
(14)-(15)+(16)	18		
適用年度の月数	18		
(13の③)の月数	19		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額	19	851,200,000	800,000,000
(17)又は(18)×(19)			
比較教育訓練費の額の計算			
事業年度	教育訓練費の額	適用年度の月数	改定教育訓練費の額
20	21	(20)の事業年度の月数	(21)×(22)
令和 4・4・1	円	22	円
令和 5・3・31	24,130,000	12	24,130,000
令和 5・4・1		12	
令和 6・3・31	24,000,000	12	24,000,000
計			48,130,000
比較教育訓練費の額	24	(23の計)÷(調整対象年度数)	24,065,000
翌期繰越税額控除限度超過額の計算			
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額
	25	26	(25)-(26)
・	円	円	
・			外
・			外
・			外
・			外
・			外
・			外
・			外
・			外
・			外
・			外
・			外
計		別表六(二十四)「48」	
当期分	別表六(二十四)「40」 12,640,000	別表六(二十四)「43」 2,504,254	外 10,135,746
合計			10,135,746

■別表六（二十六） / [別表六（二十六）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社		
特定税額控除規定の適用可否							可
指法第12条の12の7第4項から第6項までの該当項							1 第4項
事業適応計画の認定を受けた日							2
事業種目							3 自動車製造業
情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備等の明細	資産種類	4	空間認識シュミレータ	車両シュミレータ			
	構造、用途、設備の種類又は区分	5	機械装置	機械装置			
	細目	6					
	取得年月日	7	令和 6・10・1	令和 6・10・1	・	・	
	事業の用に供した年月日	8	令和 6・10・1	令和 6・10・1	・	・	
	取得価額又は製作価額	9	円 3,000,000,000	円 100,000,000	円	円	
法人税法上の圧縮記録による積立金計上額	10						
差引改定取得価額(9)-(10)	11	円 3,000,000,000	円 100,000,000				
支出年月日	12	・	・	・	・		
支出した金額	13	円	円	円	円		
法人税額の特別控除額の計算							
調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	14	円 12,521,272		令和6年3月31日以前に取得したもの	取得価額の合計額(11)のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額	29	
取得価額の合計額(11)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額	15	3,000,000,000		令和6年4月1日以後に取得したもの	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	30	
同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	16				税額控除限度額基準額 (29)-(30)× $\frac{5}{100}$ +(30)× $\frac{10}{100}$	31	
税額控除限度額 (15)-(16)× $\frac{3}{100}$ +(16)× $\frac{5}{100}$	17	93,000,000			取得価額の合計額(11)のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額	32	
当期税額基準額 (14)× $\frac{20}{100}$	18	2,504,254			中小企業者に係る額	33	
当期税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19	2,504,254			同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	34	
調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8」の㉔)	20				税額控除限度額基準額 (33)-(34)× $\frac{10}{100}$ +(34)× $\frac{14}{100}$	35	
当期税額控除額 (19)-(20)	21	2,504,254			中小企業者以外の法人に係る額	36	
支出した金額の合計額(13)の合計	22				同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	37	
繰延資産税額控除限度額 (22)-(23)× $\frac{3}{100}$ +(23)× $\frac{5}{100}$	23				税額控除限度額基準額 (36)-(37)× $\frac{5}{100}$ +(37)× $\frac{10}{100}$	38	
当期税額基準額残額 (14)× $\frac{20}{100}$ -(19)	24				生産工程効率化等設備等税額控除限度額 (31)+(35)+(38)	39	
当期税額控除可能額 (24)と(25)のうち少ない金額	25			当期税額基準額残額 (14)× $\frac{20}{100}$ -(19)-(26)	40		
調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8」の㉔)	26			当期税額控除可能額 (39)と(40)のうち少ない金額	41		
当期税額控除額 (26)-(27)	27			調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8」の㉔)	42		
	28			当期税額控除額 (41)-(42)	43		
				法人税額の特別控除額 (21)+(28)+(43)	44		
機械設備等の概要							

別表六(二十六)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表七（一） / [別表七（一）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

欠損金の損金算入等に関する明細書				事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC 商事株式会社
控除前所得金額 (別表四「43の①」)	1	107,942,359	円	損金算入限度額 (1) × $\frac{50,000,000}{100}$	2	53,971,179	円
事業年度	区 分	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額			
・	青色欠損・繰りみなし欠損・災害損失	円	円				
令和 2・4・1 令和 3・3・31	青色欠損・繰りみなし欠損・災害損失	960,000	960,000	0	円		
令和 3・4・1 令和 4・3・31	青色欠損・繰りみなし欠損・災害損失	1,580,000	1,580,000	0			
令和 4・4・1 令和 5・3・31	青色欠損・繰りみなし欠損・災害損失	248,000,000	51,431,179	196,568,821			
令和 5・4・1 令和 6・3・31	青色欠損・繰りみなし欠損・災害損失	700,000	0	700,000			
・	青色欠損・繰りみなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・繰りみなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・繰りみなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・繰りみなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・繰りみなし欠損・災害損失						
計		251,240,000	53,971,179	197,268,821			
当	欠 損 金 額 (別表四「52の①」)		欠損金の繰戻し額				
期	同上のうち						
分	青色欠損金額						
	災害損失欠損金額 (16の③)						
	合 計			197,268,821			
災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算							
災 害 の 種 類			災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日				
災 害 を 受 け た 資 産 の 別	棚 卸 資 産	固 定 資 産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。)	計 ① + ②				
	①	②	③				
当 期 の 欠 損 金 額 (別表四「52の①」)	6			円			
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額	資産の滅失等により生じた損失の額	7	円	円			
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8					
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9					
	計 (7)+(8)+(9)	10					
保 険 金 又 は 損 害 賠 償 金 等 の 額	11						
差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 (10)-(11)	12						
同 上 の うち 所 得 税 額 の 還 付 又 は 欠 損 金 の 繰 戻 し の 対 象 と なる 災 害 損 失 欠 損 金 額	13						
中 間 申 告 に お け る 災 害 損 失 欠 損 金 の 繰 戻 し 額	14						
繰 戻 し の 対 象 と なる 災 害 損 失 欠 損 金 額 (13の③)と(14の③)のうち少ない金額	15						
繰 越 控 除 の 対 象 と なる 欠 損 金 額 (13の③)と(12の③)-(14の③)のうち少ない金額	16						

別表七（一）
令六・四・一以後終了事業年度分

■別表七（一）付表五 / [別表七（一）付表五]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する明細書		事業年度	令和 5・4・1 令和 6・3・31	法人名	OBC商事株式会社	
欠損控除前所得金額 (別表七(一)「1」)	1	円	102,525,665	所得限度額 (別表七(一)「1」-「2」)	2	円 51,262,833
投資額残額の計算						
投資の額の累計額	3	円	50,000,000	投資額残額 (3)-(4)	5	円 50,000,000
前期末に特例の適用を受けた金額の累計額 (前期以前の(6)の合計額)	4			当期に特例の適用を受けた金額 (12の計)	6	0
超過控除対象額の計算						
特例事業年度	特例対象控除未済欠損金額 (別表七(一)「3」)	特例の適用がない場合の当期控除額 (当該特例事業年度の別表七(一)「3」と(別表七(一)「2」-当該特例事業年度前の別表七(一)「4」の合計額)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	(7)のうち超過控除可能額 (7)-(8) (マイナスの場合は0)	投資額残額 (5)-(当該特例事業年度前の(12))	損金算入限度超過額 (2)-(当該特例事業年度前の(12))	超過控除対象額 (9)、(10)と(11)のうち少ない金額
	7	8	9	10	11	12
平成 30・4・1 平成 31・3・31	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
平成 31・4・1 令和 2・3・31	960,000	960,000	0	50,000,000	51,262,833	0
計						0

別表七(一)付表五
令五・四・一以後終了事業年度分

■別表八（一） / [別表八（一）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

受取配当等の益金不算入に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社	
完全子法人株式会社等に係る受取配当等の額 (9の計)	1	円		非支配目的株式会社等に係る受取配当等の額 (33の計)	4	円
関連法人株式会社等に係る受取配当等の額 (16の計)	2	500,000		受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(20の計)+(3)×50%+(4)×(20% ※注10%)	5	685,000
その他株式会社等に係る受取配当等の額 (26の計)	3	410,000				
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細						
完全子法人株式会社等	6					計
法人名	7					
本店の所在地	8	・	・	・	・	
受取配当等の額の計算期間	9	円	円	円	円	
受取配当等の額	10					円
関連法人株式会社等	11					計
法人名	12	OBC物産株式会社				
本店の所在地	13	東京都新宿区				
受取配当等の額の計算期間	14	令和 6・4・1 令和 7・3・31	・	・	・	
保有割合	15	41.5				円
受取配当等の額	16	500,000				500,000
同上のうち益金の額に算入される金額	17	0				0
益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	18	500,000				500,000
(34)が「不適用」の場合又は別表八(一) 付表13が「非該当」の場合 (16)×0.04	19	20,000				20,000
(16) (16の計)	20					
支払利息等の10%相当額 [(38)×0.1]又は(別表八(一)付表 14)×[18]	21	円	円	円	円	円
受取配当等の額から控除する支払利息等 (17)又は(19)	22	20,000				20,000
その他株式会社等	23					計
法人名	24	三菱銀行株式会社	株式会社ソフト開発	佐藤運輸株式会社	ソフト販売株式会社	
本店の所在地	25	東京都千代田区	東京都新宿区	神奈川県藤沢市	千葉県千葉市	
保有割合	26					
受取配当等の額	27	40,000	200,000	70,000	100,000	410,000
同上のうち益金の額に算入される金額	28	0	0	0	0	0
益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)	29	40,000	200,000	70,000	100,000	410,000
非支配目的株式会社等	30					計
法人名又は銘柄	31					
本店の所在地	32	・	・	・	・	
基準日等	33					
保有割合	34					円
受取配当等の額	35	円	円	円	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額	36					
益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)	37					
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細						
令第19条第2項の規定による支払利息控除額の計算	38					適用 (不適用)
当期に支払う利息等の額	39	円		超過利息額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」	40	円
国外支配株主等に係る負債の利息等の損金 不算入額、対象純支払利息等の損金不算入 額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に 対応する負債の利息の損金不算入額 (別表十七(二)「35」に別表十七(二)の三「12」 の「(イ)多額」と別表十七(二)の三「13」 と別表十七(二)「17」のうち多い金額)	41			支払利息等の額の合計額 (35)-(36)+(37)	42	

別表八(一)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表八（二） / [別表八（二）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社			
外国子会社 の名称等	名 称	1	Australia Corporation					
	在 国 名 又 は 地 域 名	2	オーストラリア					
	所 在 地	3	Unit1205, 123Pitt Street, Sydney NSW 2000, Australia					
	主 たる 事 業	4	輸入業					
	発行済株式等の保有割合	5	80 %	%	%	%	%	%
	発行済株式等の通算保有割合	6	15.27 %	%	%	%	%	%
益 金 不 算 入 額	支 払 義 務 確 定 日	7	令和 7・3・31	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	支払義務確定日までの保有期間	8	90					
	剰余金の配当等の額	9	(245,800.00) AUD 円 23,351,000	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	(29,496.00) AUD 円 2,802,120	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	(有)・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	益等金の額の計算対象とならない損金算入配当等の額	12	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	損金等の計算対象となる額	13	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
	(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額	14	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
	損金算入対応受取配当等の額 (9) × $\frac{(14)}{(13)}$	15	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9) 又は (15)	16	() AUD 円 23,351,000	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
	(16)に対応する外国源泉税等の額 (10) 又は $(10) \times \frac{(14)}{(13)}$	17	() AUD 円 2,802,120	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
計 算 の 額	剰余金の配当等の額に係る費用相当額 (9) - (16) × 5 %	18						
	法第23条の2の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (9) - (16) - (18)	19	0					
	措置法第66条の8第2項又は第8項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三)の七)「23」+「24」	20						
	(16)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三)の七)「25」	21						
	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19) + (20) + (21)	22						
	法第29条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額 (10) - (17)	23	0					
	(23)のうち措置法第66条の8第14項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三)の七)「28」	24						
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23) - (24) (マイナスの場合は0)	25						
益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 (22)欄の合計	26						円 0	
損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 (25)欄の合計	27						0	

別表八（二）
令六・四・二以後終了事業年度分

■別表十(七) / [別表十(七)]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

事 年	業 度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
-----	-----	-----------------------	-----	-----------

別表十(七)

令六・四・一以後終了事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

円	損金算入額	円	計	円
1	円	4	円	円
2	円	5	円	円
3	円	6	円	円
損金算入限度額の計算				
社会保険診療報酬に係る収入金額		法定経費率による経費の額		
7	円	$(7) \times \frac{72}{100}$	12	円
8		$(8) \times \frac{70}{100}$	13	
9		$(9) \times \frac{62}{100}$	14	
10		$(10) \times \frac{57}{100}$	15	
11	計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	計 (12) + (13) + (14) + (15)	16	

II 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除に関する明細書

円	特別控除額	円	計	円
17	円	20	円	円
18		21		
19	計 (17) + (18)	計 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細

23	OBC共済機構					
24	倒産防止セーフティ共済					
25	第 . . . 号 第 . . . 号 第 . . . 号 第 . . . 号 第 . . . 号					
26	円	円	円	円	円	円
27	360,000					

IV 特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

28					計
29	
30	円	円	円	円	円
31					

■別表十一（一） / [別表十一（一）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

債務者	住所又は所在地	1	渋谷区北 1-10-8	練馬区北町 2-8-6			計
	氏名又は名称 (外国政府等の別)	2	渋谷電気 株式会社 ()	練馬電気 株式会社 ()	()	()	
個別評価の事由	3	令第96条第1項 第3号 該当	令第96条第1項 第3号 該当	令第96条第1項 第3号 該当	令第96条第1項 第3号 該当		
	同上の発生時期	4	令和 6・12・20	令和 7・3・10	・	・	
当期繰入額	5	円 750,000	円 500,000				円 1,250,000
	個別評価金銭債権の額	6	1,400,000	1,600,000			3,000,000
繰入限度額	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7	1,000,000	700,000			
	(6)のうち取立て等の見込額	8	500,000	200,000			
	他の者の保証による取立て等の見込額	9	200,000	200,000			
	その他による取立て等の見込額	10	100,000	100,000			
	(8)+(9)+(10)	11	800,000	500,000			
の繰入限度額	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	12	100,000	100,000			
	(6)-(7)-(11)-(12)	13		300,000			
	計						円
算入限度額	令第96条第1項第1号該当 (13)	14					
	令第96条第1項第2号該当 (13)	15					
	令第96条第1項第3号該当 (13)×50%	16		150,000			150,000
	令第96条第1項第4号該当 (13)×50%	17					
繰入限度超過額	(5)-(14)、(15)、(16)又は(17))	18	750,000	350,000			1,100,000
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 (6)の個別評価金銭債権が実損債権等である場合の (8)と(14)、(15)、(16)又は(17)のうちない金額)	19		150,000			150,000
	前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))	20	1,400,000	1,000,000			2,400,000
	(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等 である場合の当該個別評価金銭債権に 係る損金算入額 (前期の(19))	21	700,000	250,000			950,000
	(21)に係る売掛債権等が当期において 貸倒れとなった場合のその貸倒れとなっ た金額	22		100,000			100,000
	(21)に係る売掛債権等が当期におい ても個別評価の対象となった場合の その対象となった金額	23	700,000	300,000			1,000,000
	(22)又は(23)に金額の記載がある 場合の(21)の金額	24	700,000	250,000			950,000

別表十一（一）
令六・四・一以後終了事業年度分

■別表十一（一の二） / [別表十一（一の二）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書				事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社		別表十一 (一の二)	令六・四・一以後終了事業年度分			
当期繰入額	1	円	4,000,000	貸 倒 実 績 率 の 計 算	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度)の(2)の合計額	8	円	2,485,300			(一の二)	令六・四・一以後終了事業年度分	
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(22の計)	2	円	442,359,300		(8)	前3年内事業年度における事業年度の数の	9	円	828,433				
貸倒実績率(15)	3	円	0.0936		前3年内事業年度における前3年以内の場合には当該事業年度(設立事業年度)の	10	円	586,500	売掛債権等の貸倒れによる損失の額の合計額				
実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(24の計)	4	円	442,359,300		別表十一(一)「19の計」の合計額	11	円						
法定の繰入率	5	円	1,000		別表十一(一)「24の計」の合計額	12	円	354,000					
繰入限度額(2)×(3)又は(4)×(6)	6	円	41,404,830		貸倒れによる損失の額等の合計額(10)+(11)-(12)	13	円	232,500					
繰入限度超過額(1)-(6)	7	円	0		(13)× $\frac{12}{\text{前3年内事業年度における事業年度の月数の合計}}$	14	円	77,500					
					貸倒実績率 $\frac{(14)}{(9)}$	15	円	0.0936	(小数点以下4位未満切上げ)				
一括評価金銭債権の明細													
勘定科目	期末残高	売掛債権等とされる額及び貸倒否認額	(16)のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額		個別評価の対象となった売掛債権等の額及び併合により法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条の各号の金銭債権以外の金銭債権の額	完全支配関係がある他の法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額(16)+(17)-(18)-(19)-(20)-(21)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額(22)-(23)			
	円	円	円		円	円	円	円	円	円			
受取手形	117,262,800	0	0		0	0	0	117,262,800	0	117,262,800			
割引手形	174,600,000	0	0		0	0	0	174,600,000	0	174,600,000			
売掛金	149,242,700	0	0		3,000,000	0	0	146,242,700	0	146,242,700			
仮払金	1,753,800	0	500,000		0	0	0	1,253,800	0	1,253,800			
短期貸付金	3,000,000	0	0	0	0	0	3,000,000	0	3,000,000				
計	445,859,300	0	500,000	3,000,000	0	0	442,359,300	0	442,359,300				
基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細													
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	25	円		債権からの控除割合 $\frac{(26)}{(25)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	27	円							
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	26	円		実質的に債権とみられないものの額(22の計)×(27)	28	円							

■別表十一（二） / [別表十一（二）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

返品調整引当金の損金算入に関する明細書

事 年	業 度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
--------	--------	-----------------------	-----	-----------

別表十一（二）

令六・四・一以後終了事業年度分

		円			円
返 品 率 の 計 算	当期及び当期前1年以内に開始した各期の対象事業に係る棚卸資産の総売上高	1	当 期 繰 入 額		8
		5,485,000,000			50,652,000
	当期及び当期前1年以内に開始した各期の対象事業に係る棚卸資産の買戻しの額の合計額	2	当期末における対象事業に係る売掛金の合計額		9
	164,550,000	繰入限度額		10	
	返品率 $\frac{(2)}{(1)}$	3	$(9) \times (3) \times (7) \times \frac{6}{10}$		1,854,000,200
売 買 利 益 率 の 計 算	当期の対象事業に係る棚卸資産の純売上高	4	繰入限度額		32,704,563
	同上に係る売上原価と販売手数料の合計額	5	当期末以前2月間の対象事業に係る棚卸資産の総売上高		11
	差引利益の額 (4) - (5)	6	繰入限度額		12
		2,171,102,780	$(11) \times (3) \times (7) \times \frac{6}{10}$		20,330,805
	売買利益率 $\frac{(6)}{(4)}$	7	繰入限度超過額		13
	0.9800000000	$(8) - ((10) \text{又は}(12))$		17,947,437	

■別表十三（一） / [別表十三（一）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損算入に関する明細書

事業年度 令和 6・4・1
令和 7・3・31 法人名 OBC商事株式会社

別表十三(一)

令六・四・一以後終了事業年度分

I 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損算入に関する明細書											
補助金等の名称	1		帳簿価額又は返還を要しない場合無条件の場合の減額等を	圧縮限度超過額 (6)-(12)	13	円					
補助金等を交付した者	2			前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額)×(10)	14						
交付を受けた年月日	3	・		取得価額に算入しない金額 (6)と(12)のうち少ない金額+(14)	15						
交付を受けた補助金等の額	4		円								
交付を受けた資産の価額	5			特別勘定に経理した金額	16						
帳簿価額の減額等をした場合 (無条件の場合又は返還を要しない場合) 圧縮限度額の計算	6	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額		繰入限度額 (4)のうち条件付の金額	17						
	7	(4)のうち返還を要しない又は要しないこととなった金額		繰入限度超過額 (16)-(17)	18						
	8	(4)の全部又は一部の返還を要しないこととなった日における固定資産の帳簿価額		当初特別勘定に経理した金額 (繰入事業年度の(16)-(18))	19						
	9	固定資産の取得等に要した金額		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	20						
	10	補助割合 (7)/(9)		返還した金額	21						
	11	圧縮限度基礎額 (8)×(10)		返還を要しないこととなった金額	22						
	12	圧縮限度額 (8)×(10)又は(9)、(10)若しくは(11)-1円		当期中に算入すべき金額 (21)及び(22)以外の取崩額	23						
				期末特別勘定残額 (19)-(20)-(21)-(22)-(23)	24						
				特別勘定に経理した場合(条件付の場合)の計算							
				翌期繰越額							
				当期中に算入すべき金額							

II 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損算入に関する明細書											
交付を受けた金銭の額及び資材の価額	25		円	圧縮限度額の計算	(25)の交付を受けた日における固定資産の帳簿価額	31	円				
交付を受けた固定資産の価額	26				負担割合 (25)/(29) (1を超える場合は1)	32					
取得した固定資産の種類	27				圧縮限度基礎額 (31)×(32)	33	円				
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	28		円		圧縮限度額 (26)×(30)若しくは(33)又は(1)×(26)、(30)若しくは(33)-1円	34					
圧縮限度額の計算	29	固定資産の取得に要した金額			圧縮限度超過額 (28)-(34)	35					
	30	圧縮限度基礎額 (25)と(29)のうち少ない金額			前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額)×(32)	36					
					取得価額に算入しない金額 (28)と(34)のうち少ない金額+(36)	37					

III 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損算入に関する明細書											
賦課に基づいて納付された金額	38		円	圧縮限度額の計算	(38)が納付された日における固定資産の帳簿価額	43	円				
取得した固定資産の種類	39				賦課割合 (38)/(41) (1を超える場合は1)	44					
					圧縮限度基礎額 (43)×(44)	45	円				
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	40		円		圧縮限度額 (42)若しくは(45)又は(1)×(42)若しくは(45)-1円	46					
圧縮限度額の計算	41	固定資産の取得等に要した金額			圧縮限度超過額 (40)-(46)	47					
	42	圧縮限度基礎額 (38)と(41)のうち少ない金額			前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額)×(44)	48					
					取得価額に算入しない金額 (40)と(46)のうち少ない金額+(48)	49					

■別表十三（二） / [別表十三（二）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社	別表十三（二） 令六・四・一以後終了事業年度分
保険事故等のあった事業年度	1	・	・			円
保険等の目的資産	2			帳簿価額	保険金等の支払を受ける日における代替資産等の帳簿価額	19
保険等の目的資産の帳簿価額	3			減額	圧縮限度額 $((18) \times \frac{(19)}{(15)})$ 又は $((18) \times \frac{(19)}{(15)} - 1$ 円)	20
同上のうち被害部分の帳簿価額	4			代	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	21
保険金等の支払を受けた場合	支払を受けた保険金等の額	5		の	圧縮限度額 (12)又は(12) - 1円	22
	資産の滅失等により支出する経費の額	6		減	圧縮限度超過額 $((13) - ((18)若しくは(20)))$ 又は $((21) - (22))$	23
	差引保険金等の額 (5) - (6)	7		額	保険差益割合 $\frac{(8) \times (17)}{(15)}$	24
保険差益金の額	8			を		
代替資産の交付を受けた場合	交付を受けた代替資産の価額	9		し		
	資産の滅失等により支出する経費の額	10		た	前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額) × (24)	25
	差引代替資産の額 (9) - (10)	11		場	取得価額に算入しない金額 $((13)と(18)のうち少ない金額)$ 、 $((13)と(20)のうち少ない金額 + (25))$ 又は $((21)と(22)のうち少ない金額)$	26
代替資産に係る差益金の額	12			合	特別勘定に経理した金額	27
帳簿価額の減額等をした場合	代替資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額 (7)のうち、圧縮額等の損金算入の適用を受けない金額及び他の代替資産等につき圧縮額等の損金算入の適用を受ける場合のその適用に係る金額	13		別	繰入限度額 特別勘定の対象となり得る金額 (7) - (14) - (15)	28
	当該代替資産等の取得等に要した金額	15		勘	(28)のうち代替資産等の取得等に充てようとする金額	29
	当該代替資産等の取得等に対応する保険金等の額 (17) - (14)と(15)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	16		定	繰入限度額 $(8) \times \frac{(29)}{(7)}$	30
圧縮基礎割合 $\frac{(16)}{(7)}$	17			に	繰入限度超過額 (27) - (30)	31
圧縮限度額 (18) × (17) 又は (8) × (17) - 1円	18			経	翌	32
				理	繰	33
				し	越	34
				場	額	35
				合	計	

■別表十四(二) / [別表十四(二)]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

寄附金の損金算入に関する明細書				事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社	
公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額(41の計)	1	500,000	損金の額	長期給付事業への繰入利子額	25	
		特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2	160,000		同上以外のみなし寄附金額	26	
		その他の寄附金額	3	796,000		その他の寄附金額	27	
		計(1)+(2)+(3)	4	1,456,000		計(25)+(26)+(27)	28	
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額(4)の計	5			所得金額仮計(別表四「26の①」)	29	
		計(4)+(5)	6	1,456,000		寄附金支出前所得金額(28)+(29)(マイナスの場合は0)	30	
		所得金額仮計(別表四「26の①」)	7	101,422,291		同上の20又は50相当額(10)× $\frac{2.5}{12}$	31	
		寄附金支出前所得金額(6)+(7)(マイナスの場合は0)	8	102,878,291		同上の $\frac{2.5}{100}$ 相当額	32	
		同上の $\frac{2.5}{100}$ 相当額	9	2,571,957		公益社団法人若しくは公益財団法人の公益法人特別限度額(別表十四(二)付表「3」)	33	
		期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の月数換算額の $\frac{1}{12}$ 相当額(別表五(一)「32の④」+「33の④」)	10	150,000,000		長寿給付事業を行う赤済組合等の損金算入限度額(25)と融資額の年0.5%相当額のうちの少ない金額	34	
		同上の $\frac{2.5}{12}$ 相当額	11	150,000,000		損金算入限度額(30),(31)と(32)のうち最も低い額は(30)と(31)のうち大きい額	35	
		同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12	375,000		指定寄附金等の金額(41の計)	36	
		一般寄附金の損金算入限度額(9)+(12)× $\frac{1}{10}$	13	736,739		国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額(28)-(36)	37	
		寄附金支出前所得金額の $\frac{1}{10}$ 相当額(8)× $\frac{6.25}{100}$	14	6,429,893		同上のうち損金の額に算入されない金額(20)-(19)又は(13)-(17)-(18)	38	
		期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の月数換算額の $\frac{1}{12}$ 相当額(11)× $\frac{2.5}{1,000}$	15	562,500		国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額(19)	39	
		特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額(14)+(15)× $\frac{1}{10}$	16	3,496,196		完全支配関係がある法人に対する寄附金額(5)	40	
		特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額(2)と(14)又は(16)のうち少ない金額	17	160,000		計(21)+(22)+(23)		
	指定寄附金等の金額(1)	18	500,000	指定寄附金等に関する明細				
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(4)-(19)	19	1,456,000	寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の用途	寄附金額
	損金の額に算入されない金額(20)-(19)又は(13)-(17)-(18)	21	59,261	令和 6・4・20	(宗) 幸福寺	平19年告示 172号	重要文化財保存費用	400,000
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額(19)	22		令和 7・2・1	(財) 海外留学センター	平20年告示 185号	留学費用援助	100,000
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額(5)	23		計				500,000
	計(21)+(22)+(23)	24	59,261	特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
	指定寄附金等に関する明細							
	寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額			
	令和 6・4・21	(財) 医療研究所	神奈川県鎌倉市	試験研究費	100,000			
	令和 7・1・25	(学) 東京大学	東京都文京区	試験研究費	60,000			
	計							160,000
	その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細							
	支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額			

別表十四(二) 令六・四・一以後終了事業年度分

■別表十四（二）付表 / [別表十四（二）付表]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書

事業年度 令和 6・4・1
令和 7・3・31 法人名 OBC商事株式会社

別表十四(二)付表

令六・四・一以後終了事業年度分

みなし寄附金額	1	10,000,000	公益法人特別限度額	3	466,000
公益目的事業実施必要額 (10)-(17)	2	466,000	(1)と(2)のうち少ない金額		
公益目的事業実施必要額の計算					
当期の公益目的事業に係る費用の額	4	3,580,000	当期の公益目的事業に係る経常収益の額	11	2,589,000
同上のうち公益目的保有財産の償却費の額	5	1,235,000	公益目的事業に係る特定費用準備資金減少額 (22の計)	12	
公益目的事業に係る特定費用準備資金増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (30の計)	6		公益資産取得資金減少額 (35の計)	13	
公益資産取得資金増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (42の計)	7		公益目的保有財産処分収入額	14	485,000
公益目的保有財産取得支出額	8	1,000,000	公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額	15	
公益目的保有財産とした公益目的保有財産以外の財産の額	9	553,000	公益目的事業以外の事業（収益事業を除く。）から公益目的事業へ繰り入れた金額 計 (11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)	16	358,000
差引計 (4)-(5)+(6)+(7)+(8)+(9)	10	3,898,000		17	3,432,000
公益目的事業に係る特定費用準備資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算					
特定費用準備資金の目的である活動の内容	18				計
特定費用準備資金の積立期間の末日	19	令和 6・4・1	・	・	
当期積立額	20	1,000,000			
当期取崩額	21	850,000			
当期減少額 (21)-(20) (マイナスの場合は0)	22				①+②+③
当期増加額 (20)-(21) (マイナスの場合は0)	23	150,000			
当期末における積立限度額	24				
前期までに積み立てた金額	25				
前期までに取り崩した金額	26				
前期末積立累計額控除後の積立限度額 (24)-(25)-(26) (マイナスの場合は0)	27				
当該事業年度の月数	28				
当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数					
当期積立基準額 (27)×(28)	29				
当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (23)と(29)のうち少ない金額	30				④+⑤+⑥
公益資産取得資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算					
資産取得資金の対象となる資産の名称及び資産取得資金の目的	31				計
資産取得資金の積立期間の末日	32	令和 6・10・31	・	・	
当期末公益資産取得資金額	33	1,255,000			
前期末公益資産取得資金額	34	853,500			
当期減少額 (34)-(33) (マイナスの場合は0)	35				⑦+⑧+⑨
当期増加額 (33)-(34) (マイナスの場合は0)	36	401,500			
当期末における対象資産の取得に要する支出の額の最低額（公益目的保有財産に係る部分の額に限る。）	37				
前期末公益資産取得資金額 (34)	38	853,500			
前期末公益資産取得資金額控除後の最低額 (37)-(38) (マイナスの場合は0)	39	0			
当該事業年度の月数	40	7			
当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数		7			
当期積立基準額 (39)×(40)	41	0			
当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (36)と(41)のうち少ない金額	42	0			⑩+⑪+⑫

■別表十四（六） / [別表十四（六）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社	別表十四(六)
譲受法人名	1	OBC百貨店	OBC物産			計
譲渡損益調整資産の種類	2	土地	建物			
譲渡年月日	3	令和6・11・10	令和6・11・1	・	・	
譲渡収益の額	4	円 50,000,000	円 20,000,000	円	円	
譲渡原価の額	5	30,000,000	30,000,000			
調整前譲渡利益額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6	20,000,000	0			
圧縮記帳等による損金算入額	7					
譲渡利益額 (6)-(7)	8	20,000,000				
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9	20,000,000				円 20,000,000
譲渡損失額 (5)-(4) (マイナスの場合は0)	10	0	10,000,000			
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11		10,000,000			10,000,000
譲渡利益額の調整	12	(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))				
当期益金算入額 (簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額)	13					
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14	20,000,000				20,000,000
譲渡損失額の調整	15	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))				
当期損金算入額 (簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額)	16		520,833			520,833
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17		9,479,167			9,479,167
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・ 償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	
簡便法による当期損益計算額を算入する場合は	減価償却期間の月数 (譲受法人が適用する耐用年数)×12	19	月	96	月	月
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20		5		
	当期益金算入額 (8)× $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円
	当期損金算入額 (10)× $\frac{(20)}{(19)}$	22		520,833		
	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
当期益金算入額 (8)× $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	
当期損金算入額 (10)× $\frac{(24)}{(23)}$	26					

別表十四(六)

合六・四・一以後終了事業年度分

■別表十五 / [別表十五]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

交際費等の損金算入に関する明細書		事 年	業 度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	O B C 商事株式会社	
支出交際費等の額 (8の計)	1	円		7,394,640	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計)× $\frac{50}{100}$	2	円		0			0
中小法人等の定額控除限度額 (1)と(800万円× $\frac{12}{12}$)又は(別表十五付表「5」)のうち少ない金額)	3	円		0	損金不算入額 (1)-(4)	5	7,394,640
支出交際費等の額の明細							
科 目	支 出 額		交際費等の額から 控除される費用の額		差引交際費等の額		(8)のうち接待 飲食費の額
	6		7		8		9
交 際 費	円 8,174,080		円 779,440		円 7,394,640		円
計	8,174,080		779,440		7,394,640		0

別表十五
令六・四・一以後終了事業年度分

■別表十六（一） / [別表十六（一）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

旧定額法又は定額法による減価償却資産 の償却額の計算に関する明細書				事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社	
資産 区分	種別	1	建物	建物	【小計】	器具・備品	同左	
	構造	2	木造	木造				
	細目	3	事務所	倉庫		金属製	その他	
	取得年月日	4	平成22・8・10	平成24・11・1	・	平成22・4・1	平成30・4・1	
	事業の用に供した年月	5	平成 22年 12月	平成 24年 11月		平成 22年 4月	平成 30年 4月	
	耐用年数	6	26年	20年		15年	8年	
帳簿 価額	取得価額又は製作価額	7	5,600,000	3,500,000	9,100,000	2,400,000	1,680,000	
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	8	1,200,000		1,200,000	1,200,000		
	差引取得価額	9	4,400,000	3,500,000	7,900,000	1,200,000	1,680,000	
	期末現在の積立金の額	10	3,850,000	1,500,000	5,350,000	1,850,000	1,680,000	
	積立金の期中取崩額	11	1,350,000		1,350,000	550,000		
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)=(12)	12	2,300,000		2,000,000			
	損金に計上した当期償却額	13	2,300,000	1,500,000	3,800,000	1,300,000	1,680,000	
	損金に計上した当期償却額	14	196,560	239,040	435,600	152,560	189,000	
	前期から繰り越した償却超過額	15	2,580,000	1,500,000	4,080,000	1,200,000		
	合 計 (13)+(14)+(15)	16	5,076,560	3,239,040	8,315,600	2,652,560	1,869,000	
	当期分の 普通償却 限度額等	平成19年3月31日以前取得分	17					
		差引取得価額×5% (9)	18					
		旧定額法の償却計算の対象となる金額 (9)-(17)	19					
		旧定額法の償却率	20					
		算出償却額 (19)×(20)	21					
増加償却額 (21)×割増率		22						
計		23						
算出償却額 (19)+(23)=(24)		24						
定額法の償却限度額 (9)		25	4,400,000	3,500,000	7,900,000	1,200,000	1,680,000	
定額法の償却率		26	0.039	0.050		0.067	0.125	
算出償却額 (25)×(26)		27	171,600	175,000	346,600	80,400	210,000	
増加償却額 (27)×割増率	28							
計	29	171,600	175,000	346,600	80,400	210,000		
当期分の 特別償却 限度額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30	171,600	175,000	346,600	80,400	210,000	
	特別償却適用条項	31						
	特別償却限度額	32						
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33				10,000		
	合 計 (30)+(32)+(33)	34	171,600	175,000	346,600	90,400	210,000	
当期償却 超過額	当期償却額	35	196,560	239,040	435,600	152,560	189,000	
	償却不足額 (34)-(35)	36					21,000	
	償却超過額 (35)-(34)	37	24,960	64,040	89,000	62,160		
	前期からの繰越額	38	2,580,000	1,500,000	4,080,000	1,200,000		
	償却不足によるもの 積立金取崩し によるもの	39				9,000		
	差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	40	2,604,960	1,564,040	4,169,000	1,253,160		
	特別償却不足額	41						
特別償却 不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40)-(39)又は(41)のいずれか大きい金額	42						
	当期に繰り越すべき特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43				2,560		
	差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44						
	翌期への繰越額	45				9,000		
当期分不足額	46							
繰越積立再構成により引き継ぐべき 合併等特別償却不足額 (44)-(45)+(46)のうち大きい金額	47							
備考								

別表十六（一）

令六・四・一
以後終了事業年度分

1 / 2

■別表十六(二) / [別表十六(二)]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

別表十六(二)

令六・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1	建物	建物	建物	建物	機械及び装置
構造	2	金属造	木造	木造	木造	木造	製造設備
細目	3	工場	事務所	住宅	倉庫		
取得年月日	4	平成23・4・1	平成22・4・1	平成21・10・1	平成28・3・15	平成28・4・1	
事業の用に供した年月	5	平成23年4月	平成22年4月	平成21年10月	平成28年3月	平成28年4月	
耐用年数	6	35年	26年	24年	16年	10年	
取得価額又は製作価額	7	115,322,000	25,300,000	12,000,000	9,740,000	168,468,600	
償却額	8						
差引取得価額	9	115,322,000	25,300,000	12,000,000	9,740,000	168,468,600	
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	72,151,560	9,937,600	8,532,000	5,060,200	94,760,838	
期末現在の積立金の額	11						
積立金の期中取崩額	12						
差引帳簿記載金額	13	72,151,560	9,937,600	8,532,000	5,060,200	94,760,838	
損金に計上した当期償却額	14	4,933,440	920,000	1,100,000	800,000	0	
前期から繰り越した償却超過額	15		64,000	101,736			
合計	16	77,085,000	10,921,600	9,733,736	5,860,200	94,760,838	
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17		64,000				
償却額計算の基礎となる金額	18	77,085,000	10,857,600	9,733,736	5,860,200	94,760,838	
平成19年3月31日以前取得分の普通償却率	19						
調整前償却額	20						
増加償却額	21						
算出償却額	22						
改定取得価額	23						
改定償却率	24						
調整後償却額	25	0.071	0.096	0.104	0.125	0.200	
保証率	26	5,473,035	1,042,329	1,012,308	732,525	18,952,167	
償却保証額	27	0.01532	0.01989	0.02157	0.04294	0.06552	
改定取得償却額	28	1,766,733	503,217	258,840	418,235	11,038,062	
改定償却率	29						
改定償却額	30						
増加償却額	31						
合計	32	5,473,035	1,042,329	1,012,308	732,525	18,952,167	
当期分の普通償却限度額等	33	5,473,035	1,042,329	1,012,308	732,525	18,952,167	
租税特別措置法適用条	34						
特別償却限度額	35			202,461			
合計	36	5,473,035	1,042,329	1,214,769	732,525	18,952,167	
当期償却額	37	4,933,440	920,000	1,100,000	800,000	0	
償却不足額	38	539,595	186,329	114,769		18,952,167	
償却超過額	39				67,475		
前期からの繰越額	40		64,000	101,736			
当期償却不足によるもの積立金取崩し	41		8,336	53,876			
合計	42						
差引合計翌期への繰越額	43		55,664	47,860	67,475		
当期において切り控える特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	44		64,000	60,893			
差引翌期への繰越額	45		64,000	7,017			
当期分不足額	46		64,000	7,017			
要約再構成により引き控える特別償却不足額	47						
備考	48						

1 / 2

■別表十六(四) / [別表十六(四)]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社		
資産区分	種別	1	車両運搬具	事務機器	備品	合計	
	構造	2	乗用自動車	複写機			
	細目	3	1000cc	ニコー製			
	契約年月日	4	平成21・1・10	平成25・4・1	・	・	
	貸貸の用又は事業の用に供した年月	5	平成 21年 2月	平成 25年 12月			
償却額の計算の基礎となるリース期間定額法	取得価額又は製作価額	6	円	円	円	円	
	6のうちの積立金等による記録額の割合が100%を超えている場合は、その超過額が最大限の記録額とする	7					
	差引取得価額(6)-(7)	8					
	見積残存価額	9					
	償却額計算の基礎となる金額(8)-(9)	10					
	旧リース期間定額法を採用した事業年度	11	平成21・2・1 平成22・1・31	・ ・	平成23・4・1 平成24・3・31	・ ・	円
	取得価額又は製作価額	12	2,586,000		2,458,000	5,044,000	
	(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13					
	差引取得価額(12)-(13)	14	2,586,000		2,458,000	5,044,000	
	残価保証額	15	850,000			850,000	
	償却額計算の基礎となる金額(14)-(15)	16	1,736,000		2,458,000	4,194,000	
	取得価額	17		500,000		500,000	
	残価保証額	18					
	償却額計算の基礎となる金額(17)-(18)	19		500,000		500,000	
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	20	1,550,000	185,000		1,735,000	
	期末現在の積立金の額	21					
積立金の期中取崩額	22						
差引帳簿記載金額(20)-(21)-(22)	23	1,550,000	185,000	1,453,000	3,188,000		
リース期間又は改定リース期間の月数	24	(26)月	(24)月	()月	()月		
当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数	25	12	12				
当期分の普通償却限度額(10)、(16)又は(19)× $\frac{25}{12}$	26	801,230	250,000	450,000	1,501,230		
当期償却額	27	801,230	250,000	450,000	1,501,230		
償却不足額(26)-(27)	28						
償却超過額(27)-(26)	29						
前期からの繰越額	30	1,870,000			1,870,000		
当期償却超過額	31						
積立金取崩しによるもの	32						
差引合計翌期への繰越額(29)+(30)-(31)-(32)	33	1,870,000			1,870,000		
備考							

別表十六(四)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表十六（六） / [別表十六（六）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

別表十六(六)

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書						
繰延資産の種類	1	共同施設負担金				合計
支出した年月	2	令和 6年 8月				
支出した金額	3	円 1,000,000	円	円	円	円 1,000,000
償却期間の月数	4	60 月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数	5	8				
当期分の償却限度額	6	円 $(3) \times \frac{(5)}{(4)}$ 133,333	円	円	円	円 133,333
	7	租税特別措置法適用条項 () () () () ()				
当期分の償却限度額	8	外 円 外 円 外 円 外 円 外 円				
	9	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額				
当期償却額	10	合計 (6) + (8) + (9) 133,333				133,333
	11	133,333				133,333
差引	12	償却不足額 (10) - (11)				
	13	償却超過額 (11) - (10)				
償却超過額	14	前期からの繰越額				
	15	同上のうち当期損金認容額 ((12)と(14)のうち少ない金額)				
	16	差引合計翌期への繰越額 (13) + (14) - (15)				
特別償却	17	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((12)と(8)+(9)のうち少ない金額)				
	18	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額				
	19	差引翌期への繰越額 (17) - (18)				
翌期額への繰越額	20	・				
	21	当期分不足額				
22	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (12)と(8)のうち少ない金額)					

令六・四・一以後終了事業年度分

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23					合計
支出した金額	24	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	25					
当期償却額	26					
期末現在の帳簿価額	27					

■別表十六（七） / [別表十六（七）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

別表十六(七)

令六・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1	ソフトウェア	ソフトウェア				
	構造	2						
	細目	3	セキュリティ	セキュリティ				
	事業の用に供した年月	4	令和 6年 6月	令和 6年 4月				
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円 250,000	円 150,000	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7	250,000	150,000				
資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)					8	円 400,000		

■別表十六（八） / [別表十六（八）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

一括償却資産の損金算入に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社		
事業の用に供した事業年度	1	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	令和 4・4・1 令和 5・3・31	令和 5・4・1 令和 6・3・31	(当期分)	
同上の事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円	円
				480,000	350,000	720,000	
当期の月数 (事業の用に供した事業年度の中間申告の場合は、当該事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月	月
				12	12	12	
当期分の損金算入限度額 (2) × $\frac{(3)}{36}$	4	円	円	円	円	円	円
				160,000	116,666	240,000	
当期損金経理額	5						
				150,000	680,000	240,000	
差引							
損金算入不足額 (4) - (5)	6						
				10,000			
損金算入限度超過額 (5) - (4)	7						
					563,334		
損金算入限度超過額							
前期からの繰越額	8				250,000	125,000	240,000
同上的うち当期損金認容額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9				10,000		
翌期への繰越額 (7) + (8) - (9)	10				240,000	688,334	240,000

別表十六(八)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表十六(九) / [別表十六(九)]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

特別償却準備金の損金算入に関する明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社	
資産区分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第4502条第1項	第条第項	第条第項	計
	種別	2	機械及び装置			
	構造、用途、設備の種類又は区分	3	257番			
	細目	4	金属工作機械			
	事業の用に供した年月	5	令和 6年 8月			
	耐用年数等	6	10年			
当期積立額	7		円	円	円	円
			1,250,000			1,250,000
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8				950,000
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9				
	積立限度額 (8)+(9)	10				950,000
差引	積立限度超過額 (7)-(10)	11				300,000
	積立不足額	割増償却の場合 (8)-(7)	12			
		初年度特別償却の場合 (8)-(7)-(9) (7)-(9)≦0の場合は(8))	13			
積立不足額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)-(7)	14				0
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15				0
	差引翌期への繰越額 (14)-(15)	16				
	翌期への繰越額の内訳	17				
	当期分 (12)又は(13)	18				
	計 (17)+(18)	19				0
当期積立額のうち損金算入額 (7)と(10)のうち少ない金額	20					950,000
合併等特別償却準備金積立不足額 (8)-(7)	21					
翌期繰越額の計算	積立事業年度	22	令和 5・4・1 令和 6・3・31	・	・	
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23		円	円	円
			500,000			500,000
繰越額の計算	期首特別償却準備金の金額	24				200,000
	均等益金算入による場合 (23)× $\frac{12}{84.60}$ 又は(耐用年数等×12)	25				71,428
		同上以外の場合による益金算入額	26			
	合計 (25)+(26)	27				71,428
期末特別償却準備金の金額 (24)-(27)	28					128,572

別表十六(九)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表十六(十) / [別表十六(十)]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書		事 業 年 度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	O B C 商事株式会社		
		円	円	円	円	円	
繰延消費税額等 (発生した事業年度)	1	()	()	80,000 (令和3・4・1) (令和4・3・31)	140,000 (令和4・4・1) (令和5・3・31)	120,000 (令和5・4・1) (令和6・3・31)	160,000 (当期分)
当期の損金算入限度額 (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ (当期発生分については (1) × $\frac{\text{当期の月数} \times \frac{1}{2}}{60}$)	2			16,000	28,000	24,000	16,000
当期損金経理額	3						160,000
差 引	損金算入不足額 (2) - (3)	4		16,000	28,000	24,000	
	損金算入限度超過額 (3) - (2)	5					144,000
損金算入限度超過額	前期からの繰越額	6		45,000	98,000	108,000	
	同上のうち当期損金認容額 (4)と(6)のうち少ない金額	7		16,000	28,000	24,000	
	翌期への繰越額 (5) + (6) - (7)	8		29,000	70,000	84,000	144,000
当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細							
課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円 657,600		(12)のうち当期損金算入額	14	円 200,000	
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10	950,000	同 上 の うち	(13)の割合が80%以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額	15		
同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額	11	380,000		資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るものの合計額	16	25,000	
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12	200,000		資産に係る控除対象外消費税額等で特定課税仕入れに係るものの合計額	17		
				資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額	18	15,000	
当期の消費税の課税売上割合	13	60.0%		当期の繰延消費税額等 (12) - (15)又は(12) - (16) - (17) - (18)	19	160,000	

別表十六(十) 令六・四・一以後終了事業年度分

■別表十七（四） / [別表十七（四）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

国外関連者に関する明細書			事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
国外 関連 者 の 名 称 等	名 称	Australia Corporation				
	本たる所又は主たる所	国名又は地域名	オーストラリア			
		所在地	Until205, 123Pitt Street, SydneyNSW 2000, Australia			
	主たる事業		輸入業			
	従業員の数		1,280			
	資本金の額又は出資金の額		850,000.00 AUD			
	特殊の関係の区分		第 該当	第 該当	第 該当	第 該当
	株式等の保有割合	保 有	80 %	%	%	%
		被 保 有	%	%	%	%
		同一の者による 国外関連者の 株式等の保有	%	%	%	%
直近事業年度の営業収益等	事業年度		令和 6・4・1 令和 7・3・31	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
	営業収益又は売上高		(25,000 百万円) 25,800,000.00 AUD	(百万円)	(百万円)	
	営業費用	原 価	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
		販売費及び 一般管理費	(百万円) AUD	(百万円)	(百万円)	
	営業利益		(百万円) AUD	(百万円)	(百万円)	
	税引前当期利益		(百万円) AUD	(百万円)	(百万円)	
	利益剰余金		(百万円) AUD	(百万円)	(百万円)	
国外 関連 者 と の 取 引 状 況 等	棚卸資産の売上の対価	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
		算定方法				
		受 取	百万円	百万円	百万円	
	役員提供の対価	支 払				
		算定方法				
	有形固定資産の使用料	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
		算定方法				
		受 取	百万円	百万円	百万円	
	無形資産の譲渡の対価	支 払				
		算定方法				
無形資産の使用料	受 取	百万円	百万円	百万円		
	支 払					
	算定方法					
	受 取	百万円	百万円	百万円		
貸付金の利息 又は借入金の利息	支 払					
	算定方法					
	受 取	百万円	百万円	百万円		
	支 払					
	算定方法					
	事前確認の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		

別表十七(四)

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表十九 / [別表十九]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書
地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書

納税地	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー (電話番号 03 - 3342 - 1880)
(フリガナ) 法人名	OBCショウジカブシキガイシャ OBC商事株式会社
法人番号	
(フリガナ) 代表者 住 所	ヤマダチ カズオ 山口 和夫 東京都新宿区西新宿4-5-6
税理士 署 名	

 令和7年5月20日 新宿 税務署長殿		通算グループ整理番号 整 理 番 号 12345678
令和6年4月1日 事業年度分予定申告書 令和7年3月31日 課税事業年度分予定申告書		前 事 業 年 度 等 自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日
通 信 日 付 印 確 認 年 月 日		法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 令和 年 月 日
税務署処理額 この申告が修正申告である場合の 法人税額の計算 地方法人税額の計算	この申告前 の法人税額 00	前課税事業年度の 法人税額 31444300
	この申告に より増加する 法人税額 00	前課税事業年度の 地方法人税額 13506150
	この申告前 の地方法人税額 00	同上のうち土地課税戻等及び 税額控除超過額相当額等の加算額 17938150
	この申告に より増加する 地方法人税額 00	同上のうち税額控除超過額 相当額等の加算額等 1391133
	この申告に より増加する 地方法人税額 00	差引法人税額 17938150
	月数換算 6 同上の税額× 6 月数換算 6 同上の税額× 6	地方法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 令和 年 月 日
	納付すべき法人税額 8969000	地方法人税額 00

別表十九 令六・四・一以後提出分

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書		事 年	業 度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	O B C 商事株式会社		付 表
災 害 の あ っ た 日	1	. .		当 期 繰 入 額	5	円		
繰 入 限 度 額 の 計 算	費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2	円		繰 入 限 度 額 (4)	6		
	保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3			繰 入 限 度 超 過 額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7		
	繰 入 限 度 額 (2) - (3)	4			期末災害損失特別勘定残高 (5) - (7)	8		
	被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細							
被 災 資 産 の 明 細	名 称 及 び 種 類 又は共通費用の費目							
	被災資産の所在地							
	構 造 、 設 備 の 種 類 及 び 細 目							
	事業の用に供した年月日	
価 値 の 減 少 額	被災資産の帳簿価額	9	円		円	円	円	
	被災資産の価額	10						
	価 値 の 減 少 額 (9) - (10)	11						
修 繕 費 用 等 の 見 積 額	翌期以後の 修繕費用等の見積額	12						
	再 取 得 価 額 等	13						
	未 償 却 残 額	14						
	被 災 資 産 の 価 額	15						
	差 引 見 積 額 (14) - (15)	16						
	費用の見積額((11)、(12) 又は(16)のうち多い額)	17						
翌期以後の保険金等の額	18							

災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書				事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社		付表
災害のあった日	1	・	・	翌 期 取 崩 額 の 計 算	期首現在額	9	円		
同上の日から1年を経過する日	2	・	・		修繕等をした場合の取崩額	10			
修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度	3	・	・		同上以外の場合による取崩額	11			
当 期 益 金 算 入 額	4	円			計 (10)+(11)	12			
同上のうち保険金等により補填された金額	5				差引期末現在額 (9)-(12)	13			
最終取崩事業年度における取崩額	6				同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	14			
要取崩額	7				当期中において益金の額に算入すべき金額 (8)	15			
益金算入額	8	0			期末災害損失特別勘定残高 (13)-(14)-(15)	16			
当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細									
被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目								
	被災資産の所在地								
	構造、設備の種類及び細目								
修繕等の工事の名称等	17								
同上の修繕等の工事期間	18	・	・	・	・	・	・	・	・
同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額	19	円		円		円		円	
同上のうち当期において損金の額に算入した金額	20								

■ 税務代理権限証書 / [税務代理権限証書]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

受 付 印 	税 務 代 理 権 限 証 書	※整理番号
令和 7 年 5 月 20 日 新宿 税務署長 殿	税 理 士 又 は 税 理 士 法 人	氏名又は名称 飯島 邦博 事務所 飯島税理士事務所 及び所在地 東京都新宿区西落合 1-2-1 電話(03) 5330 - 6658 所属税理士会等 東京 税理士会 新宿 支部 登録番号等 第 1234567890 号
上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。		
令和 6 年 4 月 1 日		
過 年 分 に 関 する 税 務 代 理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等(以下「過年分」といいます。)についても税務代理を委任します(過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。)。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】	
調 査 の 通 知 ・ 終 了 の 際 の 手 続 に 関 する 意 見	上記の代理人に税務代理を委任した事項(過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への下表の通知又は説明等は、私(当法人)に代えて当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】	
	調査の通知 <input type="checkbox"/>	
	調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知 <input type="checkbox"/>	
	調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等(当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明・書面の交付を含む。) <input type="checkbox"/>	
代 理 人 が 複 数 有 る 場 合 に お け る 代 表 する 代 理 人 の 定 め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、当該代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】	
	<input type="checkbox"/>	
依 頼 者	氏名又は名称 OBC商事株式会社 山口 和夫 住所又は事務所 東京都新宿区西新宿 6 丁目 8 番 1 号 住友不動産新宿オークタワー の 所 在 地 電話(03) 3342 - 1880	
1 税務代理の対象に関する事項		
	税 目	年 分 等
(該当する税目にレ印を記載してください。)		
所得税(復興特別所得税を含む) ※ 申 告 に 係 る も の	<input type="checkbox"/>	平成・令和 年 分
法 人 税 (復 興 特 別 法 人 税 ・ 地 方 法 人 税 を 含 む)	<input checked="" type="checkbox"/>	自 平成・令和 6 年 4 月 1 日 至 平成・令和 7 年 3 月 31 日
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 (譲 渡 割)	<input type="checkbox"/>	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
所得税(復興特別所得税を含む) ※ 源 泉 徴 収 に 係 る も の	<input type="checkbox"/>	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 (法定納期限到来分)
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項		
3 その他の事項		
委 任 状		
年 月 日		
上記の _____ を代理人と定め、		
_____ について、委任します。		
依頼者： _____ (住所又は事務所の所在地は、上記税務代理権限証書に記載のとおり)		
※事務処理欄	部門	業種
他部門等回付		・ ・ ・ () 部門

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

法人 税 確定 申告書 (年分・^{令和6年4月1日}_{令和7年3月31日} 事業年度分・) に係る



申告書の作成に関する計算事項等記載書面

33の2①

令和6年 5月30日
新宿 税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	飯島 邦博		
	事務所の所在地	東京都新宿区西落合1-2-1 電話 (03) 5530 - 6658		
書面作成に 係る税理士	氏 名	飯島 邦博		
	事務所の所在地	東京都新宿区西落合1-2-1 電話 (03) 5530 - 6658		
	所属税理士会等	東京	税理士会 新宿	支部 登録番号 第 1234567890 号
税務代理権限 証書の提出	(有) () ・ 無			
依 頼 者	氏名又は名称	OBC商事株式会社 山口 和夫		
	住所又は事務所の所在地	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号住友不動産新宿オークタワー 電話 (03) 3342 - 1880		

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。

1 提示を受けた帳簿書類に関する事項

帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称
株主名簿	
退職給与規定	

2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
総勘定元帳	売掛金元帳、買掛金元帳、現金出納帳、銀行帳、手形帳
試算表	売上日計表、仕入日計表
貸借対照表、損益計算書	棚卸集計表、固定資産台帳

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・ ・		・ ・	・ ・

(1/4)

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

		※整理番号	
3 計算し、整理した主な事項			
(1)	区 分	事 項	備 考
	土地 有価証券	当期に取得した土地について、関連資料及び売買契約の内容、取得価額の確認 有価証券の期中増減及び期末残高について確認	
(2)	(1)のうち顕著な増減事項		増 減 理 由
	売上高の増加 人件費の増加	ニコニコタイヨー（株）の2店舗を引き継いだ為、売上高が増加 派遣会社社員を3名受け入れた為、人件費が増加	
(3)	(1)のうち会計処理方法 に変更等があった事項		変 更 等 の 理 由
	税効果会計の採用	当期から会計基準に従って、引当金等を適正	

(2/4)

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

	※整理番号
4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
土地の取得価格	取得した土地及び家屋を、1860万円で取得 家屋は期末日時点では事業の用に供されていないが、8月に取り壊して新社屋の建設に着手していることから、家屋の取得費も土地の取得価額に算入されることを説明
5 総合所見	
記帳は正確に処理されています。法令の規定に従い申告書を作成しました。 決算及び申告書の作成に関して、会社は誠実に対応しています。	
6 その他	

(3/4)

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

	※整理番号	
※ 追加記載する事項		
A		
B	C	D
※ 追加記載する事項		
A		
B	C	D

(4 / 4)

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

法人 税 確定 申告書 (年分・^{令和6年4月1日}_{令和7年3月31日} 事業年度分・) に係る



申告書に関する審査事項等記載書面

33の2②

令和6年 5月30日
新宿 税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	飯島 邦博	
	事務所の所在地	東京都新宿区西落合1-2-1 電話 (03) 5330 - 6658	
書面作成に 係る税理士	氏 名	飯島 邦博	
	事務所の所在地	東京都新宿区西落合1-2-1 電話 (03) 5330 - 6658	
	所属税理士会等	東京 税理士会 新宿 支部 登録番号 第 1234567890 号	
税務代理権限証書の提出	② () ・ 無		
依 頼 者	氏名又は名称	OBC商事株式会社 山口 和夫	
	住所又は事務所の所在地	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号住友不動産新宿オークタワー 電話 (03) 3342 - 1880	
私 (当法人) が審査の依頼を受けた申告書に関し審査した事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。			
1 相談を受けた事項			
事 項		相 談 の 要 旨	
土地の取得に関する処理		土地と同時に取得した家屋について、取得後1年以内に取り壊しているため、土地の取得価額に算入されることについて	
2 審査に当たって提示を受けた帳簿書類			
帳簿書類の名称		確認した内容	
総勘定元帳、試算表		各勘定科目の推移と内訳	
現金出納帳、残高証明書		現金預金の残高と当座預金残高の照合	
給与台帳		役員賞与の有無	
不動産の売買契約書		土地の取得価額	
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績
			年月日 税理士名
			事前通知等事績
			通知年月日 予定年月日
			・ ・ ・ ・

(1/4)

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

		※整理番号	
3 審査した主な事項			
(1)	区 分	事 項	備 考
	土地 有価証券	当期に取得した土地について、関連資料及び売買契約の内容、取得価額の確認 有価証券の期中増減及び期末残高について確認	
(2)	(1)のうち顕著な増減事項		増 減 理 由
	売上高の増加 人件費の増加	ニコニコタイヨー（株）の2店舗を引き継いだ為、売上高が増加 派遣会社社員を3名受け入れた為、人件費が増加	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項		変 更 等 の 理 由
	税効果会計の採用	当期から会計基準に従って、引当金等を適正に見積もることにより、申告調整項目が増えるので、税効果会計を採用	

(2/4)

※整理番号

4 審査結果

土地の家屋の取得に伴う処理については、指示に従い正しく処理されている。
その他の処理についても、正しく処理されており、申告書は法令に従って作成されている。

5 総合所見

記帳は正確に処理されています。当方の回答及び指摘に対して会社は誠実に対応しています。

6 その他

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

		※整理番号	
※ 追加記載する事項			
A			
B	C	D	
※ 追加記載する事項			
A			
B	C	D	

(4 / 4)

地方税基礎情報

事業年度：令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで

申告区分：確定

OBC商事株式会社

【法人区分】一般の普通法人等

資本金等の額に関する基礎情報		
法人税の資本金等の額		1 150,000,000
無償増資額		2
無償減資等による欠損てん補額		3 50,000,000
資本金等の額		4 100,000,000
資本金の額及び資本準備金の額の合算額		5 150,000,000
(4)と(5)のいずれか大きい額		6 150,000,000
都道府県民税・市町村民税に関する基礎情報		
課税標準総額	(使途秘匿金税額等)	7 3,278,750
	法人税法の規定によって計算した法人税額	13,359,524
	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	8 6,649,948
	還付法人税額等の控除額	9 2,404,800
	退職年金等積立金に係る法人税額	10
	課税標準となる法人税額	11 17,604,000
事業税に関する基礎情報		
所得金額の計算	別表四の所得金額	12 107,942,359
	加 損金の額に算入した所得税額	13
	算 損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	14
	減 益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	15
	算 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	16 5,722,782
	仮 計	17 102,219,577
	繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	18 50,359,788
	別表四の法人税の所得金額	19 53,971,180
課税標準	所得金額総額	20 50,359,789
	所 軽減税率適用区分	21 0 : 適用しない
	得 年400万円以下の金額	22 000
	年400万円を超え年800万円以下の金額	23 000
	年800万円を超える金額	24 000
	計	25 000
	割 軽減税率不適用法人の金額	26 50,359,000
	付加価値額	27 940,451,325
	付加価値額	28 940,451,000
	資本割 資本金等の額総額	29 47,579,286
資本割 資本金等の額	30 47,579,000	
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	31 0 :
	法人税	32 0 :
法人税の当期の確定税額		33 7,619,950
翌期の中間申告の要否	事業税	34 1 : 要
	住民税	35 1 : 要
国外関連者の有無		36 0 :

受付印 令和 7 年 5 月 20 日 愛知県税務事務所長 殿		法人番号		この申告の基礎となる申告年月日	
		所在地 東京都新宿区西新宿 6 丁目 8 番 1 号住友不動産新宿オークタワー (電話 03-3342-1880)		事業種目 電気機器の開発・販売	
法人名 OBC商事株式会社		代表者氏名 山口 和夫		期未現在の資本等の額及び資本準備金の額の合計額 150,000,000	
期未現在の資本等の額及び資本準備金の額の合計額 150,000,000		期未現在の資本等の額 100,000,000		目録明細書の添付の有無 添付あり	
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで		事業年度分の課税標準の確定申告書			
事業所得	所得金額総額	課税標準	税率	税額	(法人税) 327,875.0
	所得金額総額	5,033,597.89			法人税法の規定によって計算した法人税額 664,582.0
	年400万円以下の金額	0.00		0.00	試験課税等の額等による法人税額の特別控除額 44,144.0
	年400万円を超え年800万円以下の金額	0.00		0.00	認定法人格業者等の控除額 240,480.0
	年800万円を超える金額	0.00		0.00	決議生念等総てに純粋な法人格業者たる法人格業者等による法人税額 468,200.0
	計	0.00		0.00	課税標準となる法人税額 468,200.0
	従属税中支出用出込み金額	9,697,000.0	1.216	117,900.0	上記の法人税額に課税標準となる法人税額を乗じて算出される金額 867,000.0
	付加価値額総額	9,404,513.25			法人税額 1,560.6
	付加価値額	18,112,200.00	1.2144	2,199,500.00	従属税等の特定非課税税額控除額 312.1
	資本金等の総額	475,792.86			税額控除超過額相当額の加算額 0.0
	資本金等の額	9,162,000.00	0.506	4,630.00	外国関連会社等に係る関係会社等による法人税額 0.0
	収入金額総額				外国の法人税等の額の控除額 12,485.0
	収入金額	0.00		0.00	従属税等に基づく法人税額等の控除額 0.0
	合計事業税額	2,363,700.00			差引法人税額 0.0
	事業税の特定非課税税額控除額	385.18			課税標準額 0.0
差引事業税額	2,325.10			課税標準額 0.0	
所得割	793.00	付加価値割	2,199,500.00	この申告に上乗せ納付する法人税額 0.0	
資本割	463.00	収入割	0.00	法定額中において課税標準額を超過する金額 12月	
のうちの見込納付額	2,325.10	差引	2,325.10	課税標準額 136,500.00	
所得割に係る特別法人事業税額	969.00	260.0	251,900.00	課税標準額 136,500.00	
収入割に係る特別法人事業税額	0.00		0.00	この申告に上乗せ納付する道府県民税額 136,500.00	
合計特別法人事業税額	251,900.00			のうちの見込納付額 136,500.00	
法人税額に上乗せ納付する特別法人事業税額	251,900.00			差引 136,500.00	
特別区分の課税標準額	0.00			課税標準額 0.00	
課税標準額	0.00			課税標準額 0.00	
課税標準額	251,900.00			課税標準額 0.00	
差引	251,900.00			課税標準額 0.00	
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))				法人税が課税現在の資本等の額 150,000,000.00	
損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額				法人税の当期の確定税額 134,545.0	
損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額				決算確定の日 令和 7 - 5 - 10	
損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの繰入額				解散の日 -	
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額				残余財産の帰属の配戻又は出戻しの額 -	
合計				申告課税の延長の処分(承認の有無) 事業税 有・無 法人税 有・無	
繰戻金等額若しくは災害損失金等又は債務免除等があった場合の欠損金等の当該繰戻金等				法人税の申告書の種類 ① - その他	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))	5,397,118.0			この申告の申告書が併用申告書 有・無	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				翌期の申告申告の報告 有・無 国際関連者の有無 有・無	
差引請求中間納付額				申告書及び上乗せ納付金等に関する事項 銀行 支店	

■ 第六号様式別表四の三 / [第六号様式別表四の三]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 令和 6・4・1
令和 7・3・31 法人名 OBC商事株式会社

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等		所在地	
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数	名 称 (外 簡所)	所在地		
新宿区西新宿6丁目8番1号世友不動産新宿タワー		6	40		当該事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動		
特別区内における従たる事務所等				異動区分	異動の年月日	名称	所在地
所在地	名称 (外 簡所)	月数	従業者数の合計数	設置	・		
1	千代田区			廃止	・		
2	中央区						
3	港区						
4	新宿区			旧の主たる事務所等	・		
5	文京区				(月)		
6	台東区			均 等 割 額 の 計 算			
7	墨田区			区 分	税 率 (ア)	月 数 (イ)	区 数 (ロ)
8	江東区			主たる事務所等所在の特別区	円	月	税額計算
9	品川区			事務所等の従業者数 50人超 ①	5.300000		$(ア) \times (イ) \times (ロ)$ 円
10	目黒区			事務所等の従業者数 50人以下②	2.900000	1.2	0.000000
11	大田区			従たる事務所等所在の特別区			0.000000
12	世田谷区			事務所等の従業者数 50人超 ③	4.000000		0.000000
13	渋谷区			事務所等の従業者数 50人以下④	1.600000		0.000000
14	中野区			道府県分 ⑤	1.300000		0.000000
15	杉並区			特別区(市町村分)			0.000000
16	豊島区			事務所等の従業者数 50人超 ⑥	4.000000		0.000000
17	北区			事務所等の従業者数 50人以下 ⑦	1.600000		0.000000
18	荒川区			納付すべき均等割額			
19	板橋区			①+②+③+④ 又は ⑤+⑥+⑦ ⑧			2.900000
20	練馬区			備 考			
21	足立区			合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)			
22	葛飾区		40				
23	江戸川区						

第六号様式別表四の三 (提出用)

■ 第六号様式別表五 / [第六号様式別表五]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

法人名	OBC商事株式会社	法人番号				
		事業年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで			

所得金額に関する計算書 (法第72条の2第1項 第3号 第4号 に掲げる事業)

所得金額の計算		非課税所得の区分計算	
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))	①	107942359	外国人の事業に帰属する所得
加			
損金の額に算入した新増税額及び償還特別所得控額	②		外国における事務所又は事業所の期末の従業員数
損金の額に算入した分配時調整外国税相当額	③		期末の総従業員数
損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④		外国から生ずる事業所得 (②+③)×④/⑤
損金の額に算入した外国法人税の額	⑤		⑥
非課税の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥		⑦
小計	⑦		⑧
減			
益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧		⑨
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨	5722782	⑩
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩		⑪
特定目的会社又は投資法人の支配配当の損金算入額	⑪		⑫
特定目的認定及び特定長期貸付に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫		⑬
非課税の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬		⑭
小計	⑭	5722782	⑮
仮計	⑰	102219577	⑯
外国の事業に帰属する所得	⑱		⑰
再仮計	⑲	102219577	⑱
非課税等所得			
林業に係る所得	⑳	1500000	㉑
鉱物の探採事業に係る所得	㉒		㉒
社会保険等に係る医療の所得	㉓		㉓
農事組合法人の農業に係る所得	㉔		㉔
小計	㉕	1500000	㉕
所得金額差引計	㉖	100719577	㉖
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額	㉗	50359788	㉗
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉘		㉘
所得金額再差引計	㉙	50359789	㉙
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉚		㉚
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉛		㉛
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉜		㉜
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉝		㉝
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉞		㉞
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉟		㉟
特定事業活動として特別新事業開始事業者の株式の取得をした場合の特別認定取崩額の損金算入額	㊱		㊱
特定事業活動として特別新事業開始事業者の株式の取得をした場合の特別認定取崩額の損金算入額	㊲		㊲
合計	㊳	50359789	㊳

第六号様式別表五 (提出用)

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

法人名	OBC商事株式会社	法人番号							
		事業年度	令和	6	年	4	月	1	日から
		令和	7	年	3	月	3	日まで	

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算		資本金等の額の計算	
報酬給与額 別表5の2の2②又は別表5の3③	1219041000	資本金等の額 下段2⑬若しくは下段2⑭又は別表5の2の3⑮ 別表5の2の4⑯	150000000
純支払利息 別表5の2の2②又は別表5の4④	3516200	当該事業年度の月数	12月
純支払賃借料 別表5の2の2②又は別表5の5⑤	1000000	⑩ × $\frac{⑬}{12}$	150000000
収益配分類 ①-②-③	1223557200	控除額計 別表5の2の3⑮、別表5若しくは別表5 又は別表5の2の4⑯	102420714
単年度損益 第5号様式⑥又は別表5⑥	100719577	差引	47579286
付加価値額 ①+③	1324276777	⑭のうち年1,000億円以下の金額	47579286
役員給与のうち報酬等と認められる割合 ①/①	100%	$\left(\frac{\text{⑭のうち年1,000億円を超え年5,000億円以下の金額}}{\text{⑭のうち年5,000億円を超え年1兆円以下の金額}} \right) \times \frac{50}{100}$	
報酬給与額 ① × $\frac{70}{100}$	856490040	$\left(\frac{\text{⑭のうち年5,000億円を超え年1兆円以下の金額}}{\text{⑭のうち年5,000億円を超え年1兆円以下の金額}} \right) \times \frac{25}{100}$	
雇用安定控除額 ①-③	362550960	仮計	47579286
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3⑦	21274492	国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	
課税標準となる付加価値額 ③-④-⑤	940451325	国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	
		国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業員数	
		計	
		課税標準となる資本金等の額 ⑭ × ⑧ / ⑨ 又は ⑭ × ⑧ / ⑨ ⑭ × ⑧ / ⑨ 若しくは ⑭ × ⑧ / ⑨	47579286

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ⑭	当期中の減少額 ⑮	当期中の増加額 ⑯	差引期末現在の金額 ⑰ (⑭-⑮+⑯)
資本金の額 又は出資金の額	150000000			150000000
資本金の額 及び資本準備金 の額の合算額				
法人格廃止等 の場合	150000000			150000000
欄中に金額の 増減があった 場合の理由等				

第六号様式別表五の二（提出用）

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

法人名	OBC商事株式会社	法人番号				
		事業年度	令和	6年	4月	1日から
			令和	7年	3月	31日まで

付加価値額に関する計算書 (法第72条の2第1項(1)に掲げる事業)

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額	別表5の3(1)	1261621000	半年度損益	別表5(3)	102219577
純支払利子	別表5の4(2)	3516200	付加価値額	(1)+(2)+(3)+(4)	1368356777
純支払賃借料	別表5の5(3)	1000000			

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	(5)		外国の事業に帰属する付加価値額	(6)	
外国の事業に帰属する純支払利子	(7)		外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業員数按分	
外国の事業に帰属する純支払賃借料	(8)		外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	(1)	
外国の事業に帰属する半年度損益	別表5(3)		期末の総従業員数	(2)	

3. 非課税事業に係る報酬給与等額の計算

非課税事業	報酬給与額	(13)	42580000	紅物の課税事業と雑課事業とを通じて算定した報酬給与額	(14)	
	純支払利子	(15)	0	紅物の課税事業と雑課事業とを通じて算定した純支払利子	(16)	
	純支払賃借料	(17)	0	紅物の課税事業と雑課事業とを通じて算定した純支払賃借料	(18)	
紅物の課税事業	報酬給与額	(19)		生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買戻価格を差し引いた金額	(20)	
	純支払利子	(21)		紅物税の課税標準であるべき紅物の価額	(22)	
	純支払賃借料	(23)		紅物の課税事業に係る報酬給与額	(24)	(14)×(20)/(22)
農事組合法人の行う農事	報酬給与額	(25)		紅物の課税事業に係る純支払利子	(26)	(16)×(20)/(22)
	純支払利子	(27)		紅物の課税事業に係る純支払賃借料	(28)	(18)×(20)/(22)
	純支払賃借料	(29)				
非課税事業計	報酬給与額	(13)+(19)+(25)	42580000			
	純支払利子	(15)+(21)+(27)	0			
	純支払賃借料	(17)+(23)+(29)	0			

4. 報酬給与等額の計算

報酬給与額	(1)+(5)+(13)+(19)+(25)	1219041000	純支払賃借料	(3)+(8)+(17)+(23)+(29)	1000000
純支払利子	(2)+(7)+(15)+(21)+(27)	3516200			

第六号様式別表五の二の二 (提出用)

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

法人名	OBC商事株式会社	法人番号					申告区分	
		事業年度	令和	6年	4月	1日	日から	
			令和	7年	3月	31日	日まで	

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人		収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	
資本金等の額 別表5の2下表①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲		期末の従業員数	
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数			
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人		特定内国法人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	100000000	特定内国法人の平均標準報酬額に相当する国内の事業に係る平均従業員数 (別表5の2の2①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)	%
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	79092159	非課税事業を併せて行う法人	
差引	20907841	国内における非課税事業に係る期末の従業員数	8
外国の事業に係る控除額 又は①×別表5の2の2①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲		国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	71
再差引	20907841		
非課税事業に係る控除額 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	2355813		
課税標準の特例に係る控除額 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	20972742		
控除額計 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	102420714		

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係		法附則第9条第1項関係	
資本金等の額 別表5の2下表①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	150000000	資本金の額 別表5の2下表①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	
法第72条の21第1項第1号に係る加算 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲		法附則第9条第1項に係る額 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	500000000	法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	
合計 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	1000000000	月数按分後の資本金等の額 別表5の2①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	41945484
資本金の額 別表5の2下表①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	1500000000	課税標準の特例に係る控除割合 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	1/2
資本準備金の額 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲		未収金の繰上償額 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	
合計 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	1500000000	総資産償額 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	
①と②のいずれか大きい額 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	1500000000	課税標準の特例に係る控除額 (①×②)又は(③×④)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	20972742
		法附則第9条第23項関係	
		資本金等の額 別表5の2下表①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	
		政府の出資の金額 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	
		法附則第9条第23項に係る額 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲		外国における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	
外国の事業に係る控除額 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲		期末の従業員数 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	
差引 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲		非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲		国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	
控除額計 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲		国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	

第六号様式別表五の二の三 (提出用)

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書

法人名 OBC商事株式会社

第六号様式別表五の二の四 (提出用)

区 分	当該事業年度		前事業年度	
	令和 6・4・1 令和 7・3・31	円	令和 5・4・1 令和 6・3・31	円
事業年度				
総資産の帳簿価額	①	154,050,000	②	154,050,000
特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等	③	50,000,000	④	40,000,000
総資産価額 (①-③)又は(①-④)	⑤	104,050,000	⑥	114,050,000
特定子会社の株式等の帳簿価額 ⑦又は⑧	⑨	65,000,000	⑩	50,000,000
総資産価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合 (⑨+⑩) / (⑤+⑥)	⑪		⑫	53%
特定子会社の株式等に係る控除額 別表5の2 ⑨×(⑪) / (⑤+⑥)	⑬		⑭	79,092,159

特定子会社の明細

当該事業年度								
特定子会社の名称及び所在地	特定子会社の発行済株式等の総数 ①	特定子会社が保有する自己株式等の数 ②	直接又は間接に保有する株式等の数 ③	③ / (①-②) %	直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額 ④	特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額		⑦+⑧
						特定子会社に対する貸付金額 ⑤	保有する特定子会社発行社債の金額 ⑥	
OBC百貨店 東京都港区2-3-3	250,000	150,000	60,000	60	65,000,000	35,000,000	50,000,000	85,000,000
計	250,000	150,000			65,000,000	35,000,000	50,000,000	85,000,000

前事業年度								
特定子会社の名称及び所在地	特定子会社の発行済株式等の総数 ①	特定子会社が保有する自己株式等の数 ②	直接又は間接に保有する株式等の数 ③	③ / (①-②) %	直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額 ④	特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額		⑦+⑧
						特定子会社に対する貸付金額 ⑤	保有する特定子会社発行社債の金額 ⑥	
OBC百貨店 東京都港区2-3-3	250,000	150,000	50,000	50	50,000,000	35,000,000	5,000,000	40,000,000
計	250,000	150,000			50,000,000	35,000,000	5,000,000	40,000,000

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

法人名	OBC商事株式会社	法人番号				
		事業年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	申告区分		

報酬給与額に関する明細書 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事務所又は事業所		期末の 従業員数	給与の額	備考
名称	所在地			
本社	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号	40	655,080,000	
大阪営業所	大阪府大阪市北区梅田2丁目6番地2号スーパースタイル69F	31	541,200,000	
小計		①	1,196,280,000	
加算又は減算		②		
計 (①+②)		③	1,196,280,000	

役員又は使用人のために支出する掛金等		金額	金額
退職金共済制度に基づく掛金	1	23,000,000	35,000,000
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金及び保険料	2	15,000,000	12,500,000
企業型年金規約に基づく事業主掛金	3	8,500,000	
個人型年金規約に基づく掛金	4		1,500,000
勤労者財産形成給付金規約に基づく掛託金等	5	3,500,000	3,505,000
勤労者財産形成基金規約に基づく掛託金等	6	7,500,000	12,504,000
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び保険料	7	12,500,000	8,650,000
事業主として負担する掛金及び負担金の総額	8	25,000,000	73,659,000
代行相当部分	9	12,500,000	
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料	10	5,250,000	
小計 1+2+3+4+5+6+7+10	④	75,250,000	159,100,000
計 (④-⑤)		⑥	

労働者派遣等に係る金額の計算					
労働者派遣等を受けた法人		労働者派遣等をした法人			
派遣元へ支払う金額の合計 別表5の3の2①	⑦	85,000,000	派遣元から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2②	⑧	55,000,000
⑦× $\frac{75}{100}$	⑨	63,750,000	派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2③	⑩	8,000,000
⑨-⑩		⑪	0		
前掲給与額の計算 (③+⑥+⑪)	⑫	1,261,621,000			

第六号様式別表五の三(提出用)

■ 第六号様式別表五の三の二 / [第六号様式別表五の三の二]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

労働者派遣等に関する明細書
 (法第72条の2第1項 第3号 第4号 に基づく事業)

事業 年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人 名	OBC商事株式会社
----------	-----------------------	---------	-----------

第六号様式別表五の三の二 (提出用)

労働者派遣等を受けた法人

派遣をした者 (派遣元)		派遣元に支払う金額 <small>円</small>	派遣人数 労働時間数	備 考
氏名又は名称	住所又は所在地			
OBCスタッフ サービス	東京都港区1-1-1	50,000,000	15人 2500 <small>時間</small>	土日祝日休
人材派遣トップ	神奈川県横浜市中区	35,000,000	10 2000	
計		① 85,000,000		

労働者派遣等をした法人

派遣を受けた者 (派遣先)		派遣労働者等に支払う 報酬金額 <small>円</small>	派遣先から 支払を受ける金額 <small>円</small>	派遣人数 労働時間数	備 考
氏名又は名称	住所又は所在地				
OBC百貨店	東京都港区2-3-5	35,000,000	50,000,000	25人 1500 <small>時間</small>	
OBCストア	東京都町田市3-5-10	20,000,000	30,000,000	50 800	
計		② 55,000,000	③ 80,000,000		

■ 第六号様式別表五の五 / [第六号様式別表五の五]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

第六号様式別表五の五 (提出用)

法人名	OBC商事株式会社	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
		法人番号			
		事業年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで		

純支払賃借料に関する明細書 (法第72条の2第1項第3号第4号に掲げる事業)

支 払 賃 借 料				
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称 所在地	貸主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の支払賃借料	備考
東京都新宿区西新宿6丁目8番1号	角共不動産	令和 2・4・1	12,000,000 円	
住友不動産新宿オークタワー	東京都新宿区西新宿1-8	令和 7・3・31		
計			兆: 十億: 百万: 千: 円 12,000,000	①

受 取 賃 借 料				
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称 所在地	借主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の受取賃借料	備考
東京都港区6-6-1	トップ商事	令和 2・1・5	11,000,000 円	5・6階分
OBCセンタービル	東京都目黒区1-1-1	令和 7・3・31		
計			兆: 十億: 百万: 千: 円 11,000,000	②

純支払賃借料の計算(①-②)	兆: 十億: 百万: 千: 円 1,000,000	③
----------------	------------------------------	---

■ 第六号様式別表五の六の三 / [第六号様式別表五の六の三]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書

第1号
(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)
第4号

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

第六号様式別表五の六の三 (提出用)

期末現在の資本金の額又は出資金の額	①	150,000,000	円	適用可否	③	可
期末現在の常時使用する従業員の数	②	950	人			
継続雇用者給与等支給増加割合の計算						
継続雇用者給与等支給額 (②の1)	④	851,200,000	円	継続雇用者給与等支給増加額 ④-⑤ (マイナスの場合は0)	⑥	51,200,000
継続雇用者比較給与等支給額 (②の2)又は(②の3)	⑤	800,000,000	円	継続雇用者給与等支給増加割合 ⑥/⑤ (⑤=0の場合は0)	⑦	0.064
控除対象雇用者給与等支給増加額の計算						
雇用者給与等支給額 ⑧	⑧	884,600,000	円	調整雇用者給与等支給額 ⑧	⑪	884,600,000
比較雇用者給与等支給額 ⑨	⑨	853,000,000	円	調整比較雇用者給与等支給額 ⑨	⑫	853,000,000
雇用者給与等支給増加額 ⑩-⑧ (マイナスの場合は0)	⑩	31,600,000	円	調整雇用者給与等支給増加額 ⑩-⑪ (マイナスの場合は0)	⑬	31,600,000
				控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑩と⑬のうち少ない金額)	⑭	31,600,000
雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算						
国内雇用者に対する 給与等の支給額 ⑮	⑮	884,600,000	円	⑮の給与等に充てるため 他の者から支払を受ける金額 ⑯のうち雇用安定助成金額 ⑰-⑱+⑲ (マイナスの場合は0)	⑲	884,600,000
				調整雇用者給与等支給額 ⑮-⑲ (マイナスの場合は0)	⑳	884,600,000
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算						
前事業年度又は 前連結事業年度 ⑳	⑳	853,000,000	円	⑳の給与等に充てるため 他の者から支払を受ける金額 ㉑のうち雇用安定助成金額 ㉒	㉒	適用年度の月数 ㉓ 12
令和 5・4・1						12
令和 6・3・31						12
比較雇用者給与等支給額 (⑳-㉑)+㉒ (マイナスの場合は0)				㉔	㉔	853,000,000
調整比較雇用者給与等支給額 (㉔-㉒)×㉓ (マイナスの場合は0)				㉕	㉕	853,000,000
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算						
		継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算	適用年度の月数		
		適用	適用	適用年度の月数		
事業年度等又は連結事業年度等	㉖	1	2	3		
継続雇用者に対する給与等の支給額	㉗	851,200,000	800,000,000			
同上の給与等に充てるため 他の者から支払を受ける金額	㉘					
同上のうち雇用安定助成金額	㉙					
差引	㉚	851,200,000	800,000,000			
適用年度の月数 (㉚の3)の月数	㉛					
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者 比較給与等支給額 ㉛又は(㉚)×㉛	㉜	851,200,000	800,000,000			
労働者派遣等をした法人の計算						
報酬給与額	㉝	1,261,621,000	円	㉝と(㉞×75%)のうち少ない金額	㉞	55,000,000
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計	㉟	55,000,000	円	控除対象額 ㉟×㊱/(㊱+㊲)	㊱	30,279,954
派遣先から支払を受ける金額の合計	㊲	80,000,000	円			
事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の計算						
①のうち所得等課税事業に係る額 又は①×②/③	㊳		円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㊴	
①のうち収入金額等課税事業に係る額 又は①×④/⑤	㊵		円	国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㊶	
①のうち特定ガス供給業に係る額 又は①×⑥/⑦	㊷		円	国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数	㊸	
控除対象額 ㊳×㊴/③、㊵×㊶/⑤、㊷×㊸/⑦ 又は(㊳×㊴/③) + (㊵×㊶/⑤) + (㊷×㊸/⑦)	㊹		円	国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊺	
付加価値額から控除する額の計算						
報酬給与額	㊻	1,219,041,000	円	雇用安定控除調整率 (㊼-㊽)/㊼	㊼	856,490,040 1,219,041,000
雇用安定控除額	㊾	362,550,960	円	付加価値額からの控除額 ㊼×㊿、㊾×㊿又は㊼×㊿	㊿	21,274,492

■ 第六号様式別表九 / [第六号様式別表九]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

欠損金額等及び災害損失欠損金額の
控除明細書 (法第72条の2第1項(第19号)に掲げる事業)

事業年度 令和 6・4・1
令和 7・3・31
法人名 OBC商事株式会社

第六号様式別表九(提出用)

控除前所得金額 第6号様式⑩-(別表10⑨)又は⑪ ① 円 100,719,577
損金算入限度額 ② 円 $① \times \frac{50}{100} = 50,359,788$

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③	当期控除額④ <small>当該事業年度及び①-④は事業年度の(か)合計のうち少ない金額</small>	翌期繰越額⑤ <small>((③-④)又は別表11⑰)</small>
・	大損金額等・災害損失欠損金額	円	円	
令和 2・4・1 令和 3・3・31	大損金額等・災害損失欠損金額	960,000	960,000	円 0
令和 3・4・1 令和 4・3・31	大損金額等・災害損失欠損金額	1,580,000	1,580,000	0
令和 4・4・1 令和 5・3・31	大損金額等・災害損失欠損金額	248,000,000	47,819,788	200,180,212
令和 5・4・1 令和 6・3・31	大損金額等・災害損失欠損金額	700,000	0	700,000
・	大損金額等・災害損失欠損金額			
計		251,240,000	50,359,788	200,880,212
当期 分 同 上 の う ち	欠損金額・災害損失欠損金額			
	欠 損 金 額			円
	災 害 損 失 欠 損 金 額			
合 計				200,880,212

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算

災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・
当期の欠損金額⑥	円	差引災害により生じた損失の額(⑦-⑧)⑨	円
災害により生じた損失の額⑦		繰越控除の対象となる欠損金額(⑥)と⑨のうち少ない金額⑩	
保険金又は損害賠償金等の額⑧			

■ 第六号様式別表九の二 / [第六号様式別表九の二]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

認定事業適応法人の欠損金額等の控除の特例に関する明細書 (法第72条の2第1項(第1号)に掲げる事業)		事業年度	令和 6・ 4・ 1 令和 7・ 3・ 31	法人名	O B C 商事株式会社	
欠損控除前所得金額 別表9の①	①	円	100,719,577	所得限度額 (別表9の①-②)	②	円 50,359,789
投資額残額の計算						
投資の額の累計額	③	円	50,000,000	投資額残額 ③-④	⑤	円 50,000,000
前期以前に特例の適用を受けた金額の累計額 (前期以前の⑥の合計額)	④			当期に特例の適用を受けた金額 (⑫の計)	⑥	0
超過控除対象額の計算						
特例事業年度	特例対象控除未済欠損金額等 (別表9の③)	特例の適用がない場合の当期控除額 (当該特例事業年度の別表9の③と(別表9の②-当該特例事業年度前の別表9の④の合計額)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	⑦のうち超過控除可能額 ⑦-⑧ (マイナスの場合は0)	投資額残額 ⑤-(当該特例事業年度前の⑫)	損金算入限度額 超過 ②-(当該特例事業年度前の⑫)	超過控除対象額 (⑨、⑩と⑪のうち少ない金額)
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成 30・ 4・ 1 平成 31・ 3・ 31	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
平成 31・ 4・ 1 令和 2・ 3・ 31	0	0	0	0	0	0
計						0

第六号様式別表九の二(提出用)

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

法人名	OBC商事株式会社	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	非区分
		法人番号					
事業年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで						

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1. 基準法人所得割額の計算

摘 要		所得割の課税標準	税 率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人所得割額
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 事 業 の 所 得 割	所得金額総額 ①	50,359,789		
	年400万円以下の金額 ②	0.00		0.00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ③	0.00		0.00
	年800万円を超える金額 ④	0.00		0.00
	計 ②+③+④ ⑤	0.00		0.00
	軽減税率不適用法人の金額 ⑥	96,970.00	1.00	969.00

2. 基準法人収入割額の計算

摘 要		収入割の課税標準	税 率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人収入割額
法 第 七 十 二 条 第 一 項 第 二 号 に 掲 げ る 事 業 の 収 入 割	収入金額総額 ⑦			
	収入金額 ⑧	0.00		0.00
法 第 七 十 二 条 第 一 項 第 三 号 に 掲 げ る 事 業 の 収 入 割	収入金額総額 ⑨			
	収入金額 ⑩	0.00		0.00
法 第 七 十 二 条 第 一 項 第 四 号 に 掲 げ る 事 業 の 収 入 割	収入金額総額 ⑪			
	収入金額 ⑫	0.00		0.00

第六号様式別表十四 (提出用)

受付印 令和 7 年 5 月 20 日 愛知県税務事務所長		法人番号 事務年度 提出用	
所在地 東京都新宿区西新宿 6 丁目 8 番 1 号住友不動産新宿オークタワー (電話 03-3342-1880)		事業種目 電気機器の開発・販売	
法人名 OBC商事株式会社		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 15,000,000.00	
代表者 代表者 山口 和夫 代表者 池田 義男		前期末現在の 資本金等の額 15,000,000.00	
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度分の 道府県民税の 予定申告書			
事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額(①)の金額 0.00		前事業年度又は前連結事業年度の法人税額 (②)の金額 0.00	
所得割額 (③ × ④) 0.00		予定申告税額 (① × 前事業年度又は 前連結事業年度の) 0.00	
付加価値割額 (⑤ × ④) 0.00		この申告が修正申告である場合には既に納付した金額が法人税額 0.00	
資本割額 (⑥ × ④) 0.00		この申告により納付すべき法人税額 ③-④ 0.00	
収入割額 (⑦ × ④) 0.00		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額 0.00	
前事業年度の特別法人事業税額(⑧) 0.00		この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 0.00	
特別法人事業税額 (⑧ × ④) 0.00		均等割額 136,500 円 × ③ 682.00	
予定申告税額 (③+⑧+⑨) 0.00		この申告により納付すべき道府県民税額 ③+④ 682.00	
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細		前事業年度又は前連結事業年度の法人税額の明細	
摘要 課税標準 税率(%) 税額		法人税額 道府県民税の特定 業種金税額控除額 税額控除超過額 相当額の加算額 外国の法人税等の 額の控除額 仮装経理に基づく法人 税額額の控除額 租税条約の実施に係る 法人税額額の控除額 納付すべき法人税額 (①-②-③-④) 法第158条の4の徴収額予 金を受けようとする税額	
所得割 所得金額 7,038,713.7		135,061.50	
付加価値割 付加価値額 7,715,649.50		3,144,436.5	
資本割 資本金等の増減額 9,156,000.00		法人税額 道府県民税の特定 業種金税額控除額 税額控除超過額 相当額の加算額 外国の法人税等の 額の控除額 仮装経理に基づく法人 税額額の控除額 租税条約の実施に係る 法人税額額の控除額 納付すべき法人税額 (①-②-③-④) 法第158条の4の徴収額予 金を受けようとする税額	
収入割 収入金額 9,156,000.00		135,061.50	
合計事業税額 (①+⑧+⑨) 0.00		3,144,436.5	
事業税の特定寄附金税額控除額 0.00		外国の法人税等の 額の控除額 仮装経理に基づく法人 税額額の控除額 租税条約の実施に係る 法人税額額の控除額 納付すべき法人税額 (①-②-③-④) 法第158条の4の徴収額予 金を受けようとする税額	
仮装経理に基づく事業税額の控除額 0.00		外国の法人税等の 額の控除額 仮装経理に基づく法人 税額額の控除額 租税条約の実施に係る 法人税額額の控除額 納付すべき法人税額 (①-②-③-④) 法第158条の4の徴収額予 金を受けようとする税額	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 0.00		外国の法人税等の 額の控除額 仮装経理に基づく法人 税額額の控除額 租税条約の実施に係る 法人税額額の控除額 納付すべき法人税額 (①-②-③-④) 法第158条の4の徴収額予 金を受けようとする税額	
納付すべき事業税額 (①-②-③-④) 0.00		外国の法人税等の 額の控除額 仮装経理に基づく法人 税額額の控除額 租税条約の実施に係る 法人税額額の控除額 納付すべき法人税額 (①-②-③-④) 法第158条の4の徴収額予 金を受けようとする税額	
所得割 所得金額 7,038,713.7		135,061.50	
付加価値割 付加価値額 7,715,649.50		3,144,436.5	
資本割 資本金等の増減額 9,156,000.00		法人税額 道府県民税の特定 業種金税額控除額 税額控除超過額 相当額の加算額 外国の法人税等の 額の控除額 仮装経理に基づく法人 税額額の控除額 租税条約の実施に係る 法人税額額の控除額 納付すべき法人税額 (①-②-③-④) 法第158条の4の徴収額予 金を受けようとする税額	
収入割 収入金額 9,156,000.00		135,061.50	
合計特別法人事業税額 (②+③) 0.00		外国の法人税等の 額の控除額 仮装経理に基づく法人 税額額の控除額 租税条約の実施に係る 法人税額額の控除額 納付すべき法人税額 (①-②-③-④) 法第158条の4の徴収額予 金を受けようとする税額	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 0.00		外国の法人税等の 額の控除額 仮装経理に基づく法人 税額額の控除額 租税条約の実施に係る 法人税額額の控除額 納付すべき法人税額 (①-②-③-④) 法第158条の4の徴収額予 金を受けようとする税額	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 0.00		外国の法人税等の 額の控除額 仮装経理に基づく法人 税額額の控除額 租税条約の実施に係る 法人税額額の控除額 納付すべき法人税額 (①-②-③-④) 法第158条の4の徴収額予 金を受けようとする税額	
納付すべき特別法人事業税額 (②-③-④) 0.00		外国の法人税等の 額の控除額 仮装経理に基づく法人 税額額の控除額 租税条約の実施に係る 法人税額額の控除額 納付すべき法人税額 (①-②-③-④) 法第158条の4の徴収額予 金を受けようとする税額	
備考		期与税理士 (電話 03-5330-6658)	

■ 第七号の二様式（その1） / [第七号の二様式（その1）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

事業年度 令和 6・4・1
令和 7・3・31 法人名 OBC商事株式会社

第七号の二様式
（提出用）

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無		前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当題において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等	当期控除額	翌期繰越額
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の①)	円	.	円	円
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の②)	5,542,722			
	計 ①+②	5,542,722			
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の②又は(同表の ①+同表の②))	円	.	円	円
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④	4,932,970			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	9,870			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の⑤)	63,502			
	計 ⑥+⑦	73,372			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑥のうち少ない額)	73,372			
	⑧又は当期申告税額控除額	73,372			
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額		当期分	円	円	
法第53条第42項により控除できる金額 (別表7(その1)の⑧)					4,581
当期分として算定した法人税割額(⑩又は 第6号様式の⑩-⑧+⑨-⑪、第6号様式(た)の⑩-⑧ +⑨-⑪若しくは第6号様式(た)の⑩-⑧+⑨-⑪)	68,791	計	円	円	
当期において控除する外国税額及び税額控除 不足額相当額(⑩若しくは⑩+⑨+⑪のうち 少ない額又は⑫)	68,791				4,581

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額等	各道府県ごとに 算定した法人税 割額	各道府県ごとに 控除する外国税額等 (⑩又は⑫のうち 少ない額)
名称	所在地				
名古屋本店	愛知県	45人	13,643円	12,485円	12,485円
東京支店	東京都	80	24,257	23,630	23,630
大阪営業所	大阪府	62	18,797	17,200	17,200
広島営業所	広島県	18	5,457	4,992	4,992
福岡営業所	福岡県	37	11,218	10,484	10,484
合 計		242	73,372	68,791	68,791

■ 第七号の二様式（その2） / [第七号の二様式（その2）]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度 令和 6・4・1
令和 7・3・31 法人名 OBC商事株式会社

第七号の二様式
（提出用）

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無		○・無	前3年以内の控除未済外国税額及び税額控除不足額相当額の明細			
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		○・無	事業年度又は連結事業年度			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			控除未済外国税額等		当期控除額	翌期繰越額
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の①)	円 5,542,722				△
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の②)					
	計 (①+②)	5,542,722				
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の③、④又は(別表の①+ 別表の②))	609,752				
	外国税額のうち③の額を超える額 は上段に、④と⑤の合計額を超え る額は下段に	4,932,970				
	道府県民税の控除限度額 (別表1の⑥)	9,870				
	市町村民税の控除限度額 (別表1の⑦)	45,856				
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の⑧)は上段に、 ⑨は下段に	イ▶ 63,502 ロ▶ 37,960				
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は 下段に)	73,372				
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑥の各段のうち少ない額)	83,816				
⑩ 実効当初申告税額控除額	イ▶ 73,372 ロ▶ 83,816					
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	イ▶ ロ▶		計			
法第53条第42項及び第321条の8第42項に より控除できる金額(別表7(その2)の⑪)	イ▶ ロ▶		当期分		4,581	
当期分として算定した法人税額(⑫)若しくは ⑬又は⑭若しくは⑮-⑯-⑰、第5号様式(法第270条 -⑱+⑲-⑳若しくは第5号様式(法第270条- ㉑+㉑-㉒若しくは第5号様式(法第270条- ㉓+㉓-㉔若しくは第5号様式(法第270条- ㉕+㉕-㉖若しくは第5号様式(法第270条- ㉗+㉗-㉘若しくは第5号様式(法第270条- ㉙+㉙-㉚若しくは第5号様式(法第270条- ㉛+㉛-㉜若しくは第5号様式(法第270条- ㉝+㉝-㉞若しくは第5号様式(法第270条- ㉟+㉟-㊱若しくは第5号様式(法第270条- ㊲+㊲-㊳若しくは第5号様式(法第270条- ㊴+㊴-㊵若しくは第5号様式(法第270条- ㊶+㊶-㊷若しくは第5号様式(法第270条- ㊸+㊸-㊹若しくは第5号様式(法第270条- ㊺+㊺-㊻若しくは第5号様式(法第270条- ㊼+㊼-㊽若しくは第5号様式(法第270条- ㊾+㊾-㊿若しくは第5号様式(法第270条- ㊿+㊿- ⑫)若しくは⑬及び⑭)	68,791 311,408		翌期繰越加計		4,581	
当期において控除する外国税額及び税額控除 不足額相当額(⑫若しくは⑬+⑭+⑮) のうち少ない額又は⑯及び⑰)	68,791 83,816					

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業者数 又は修正 後の定員 名数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額等	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額等(⑫) 又は修正後 のうち少 ない額(⑬)	従業者数 又は修正 後の定員 名数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額等	各市町村ご とに算定した法 人税割額	各市町村ご とに控除する 外国税額等(⑫) 又は修正後 のうち少 ない額(⑬)
			人	円	円	円	人	円	円	円
特 別 区 以 外	名古屋本店	愛知県名古屋市中区	45	13,643	12,485	12,485	35	15,687	58,263	15,687
	大阪営業所	大阪府大阪市北区	62	18,797	17,200	17,200	42	18,824	70,520	18,824
	広島営業所	広島県広島市中区	18	5,457	4,992	4,992	25	11,205	41,933	11,205
	福岡営業所	福岡県福岡市博多区	37	11,218	10,484	10,484	29	12,998	48,922	12,998
	小計			49,115	45,161	45,161		58,714	219,638	58,714
特別区	東京支店	東京都新宿区	86	24,257	23,630	23,630	56	25,102	91,770	25,102
合計			242	73,372	68,791	68,791	187	83,816	311,408	83,816
				控除未済額 (⑮-⑯)	4,581			控除未済額 (⑮-⑯)		

■ 第七号の二様式別表一 / [第七号の二様式別表一]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度 令和 6・4・1 法人名 OBC商事株式会社
令和 7・3・31

第七号の二様式別表一（提出用）

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円 548,933	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ⑦-⑩ ⑦	円
	地方税法の控除限度額 ②	60,819		道府県民税の控除余裕額(①+②+③-⑧)又は⑧のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③	9,870		市町村民税の控除余裕額(⑤-⑨)又は⑨のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④	45,856		計 ⑦+⑧+⑨ ⑩	0
	計 ①+②+③+④ ⑤	665,478			
当期の控除対象外国税額 ⑥	円 5,542,722	当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑩ ⑪	円 4,877,244		

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額										控除限度額を超える外国税額				
	国 税		道 府 県 民 税		市 町 村 民 税		国 税		道 府 県 民 税		市 町 村 民 税		国 税		
	前 期 か ら 繰 越 額	当 期 に 算 入 す る 額	翌 期 に 繰 越 す る 額												
令和 3・4・1															
令和 4・3・31	364,511	364,511		23,541	23,541		15,411	15,411							
令和 4・4・1															
令和 5・3・31	332,541	332,541	0	21,540	21,540	0	11,324	11,324	0						
令和 5・4・1															
令和 6・3・31	287,461	287,461	0	18,421	18,421	0	11,225	11,225	0						
・															
・															
・															
・															
合 計	⑬ 974,513	⑭ 974,513		⑮ 63,502	⑯ 63,502	0	⑰ 37,960	⑱ 37,960	0	⑲ 4,877,244	⑳ 1,075,975	㉑ 3,801,269			
当 期 分	⑦の額	⑧の額	⑦-⑧ の額	⑨の額	⑩の額	⑧-⑩ の額	⑪の額	⑫の額	⑪-⑫ の額	⑬+⑭ の額	⑮-⑯+ ⑰の額	⑱+ ⑲の額			
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税 ⑳のうち㉑に 充てられる額	⑳ 974,513		道 府 県 民 税 ㉒のうち㉓に 充てられる額	㉒ 63,502		市 町 村 民 税 ㉔のうち㉕に 充てられる額	㉔ 37,960		国 税 ㉖のうち㉗に 充てられる額	㉖ 4,877,244		道 府 県 民 税 ㉘のうち㉙に 充てられる額	㉘ 1,075,975	市 町 村 民 税 ㉚のうち ㉛に充てられる額 ㉛ 3,801,269
計	㉚+㉛+㉜	㉜													

■ 第七号の三様式 / [第七号の三様式]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

第七号の三様式

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金 ①	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
		令和 5・4・1	〇〇県△△市	観光まちづくりプロジェクト
	・			
	・			
	・			
	・			
	計			② 1,000,000

(提出用)

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	① 従業者数 2. 固定資産の価額	③ 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	----------------------	--------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位=ヶ所) 人 (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円	従業者の数 (単位=人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ) 円
本都道府県分 ③	12 25	99,999 92,592		
①のうち東京都特別区分 ④				
①のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥	60 135		135	

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税		道府県民税・都民税	
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ) ⑦	円 192,591	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ) ⑫	円 185,185
控除額 ⑦×20/100 ⑧	38,518	控除額 ⑫×5.7/100又は⑬+⑭ ⑬	10,555
控除対象事業税額 第6号様式⑭、 第6号様式(注)⑮又は第6号様式(注)⑯ ⑨	2,363,700	特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ) ⑭	
税額控除上限額 ⑨×20/100 ⑩	472,740	控除額 ⑭×40/100 ⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額 ⑪	38,518	特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ) ⑯	
		控除額 ⑯×5.7/100 ⑰	
		控除対象法人税額(第6号様式⑰、第6号様式(注)⑱ 又は第6号様式(注)⑲)-第6号の2様式⑲ ⑲	15,606
		税額控除上限額 ⑲×20/100 ⑳	3,121
		控除額 ⑰と⑳のうち少ない額 ㉑	3,121

法人名	OBC商事株式会社		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	第十号様式 (提出用)			
事業税(法第72条の2第1項に掲げる事業)			道府県民税						
課税標準額の総額	年400万円以下の金額⑥	000	円	法人税法の規定によって計算した法人税額①	(3,278,750)		円		
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額⑦	000	円	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②	441,440		円		
	年800万円を超える金額⑧	000	円	還付法人税額等の控除額③	2,404,800		円		
	計⑥+⑦+⑧⑨	000	円	退職年金等積立金に係る法人税額④			円		
	軽減税率不適用法人の金額⑩	50,359,000	円	差引計①+②-③+④⑤	4,682,000		円		
総額	付加価値額⑪	940,451,000		/					
	資本金等の額⑫	47,579,000							
	収入金額⑬								
適用する事業税の分割基準			① 従業者数	③ 事務所又は事業所数	5. 電線の電力の容量				
			2. 固定資産の価額	4. 軌道の延長キロメートル数					
事務所又は事業所		事業税				道府県民税			
名称及び所在地	分割基準(単位=1人)	分割課税標準額						分割基準(単位=1人)	分割課税標準額
		年400万円以下の所得金額⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年100万円を超える所得金額⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額⑯	計⑭+⑮+⑯⑰	付加価値額⑱	資本金等の額⑲		
名古屋本社	()	0	0	5,035	5,035	94,044	4,757		
愛知県名古屋市中区津田1丁目16番1号OBCビル4F	25	0	0	4,662	4,662	87,078	4,405	25	867
豊田支店	()	0	0	5,035	5,035	94,044	4,757		
徳島県徳島市東通町1丁目4番1号住友不動産徳島ビル7F	40	0	0	7,460	7,460	139,325	7,048	40	1,387
大宮支店	()	0	0	5,035	5,035	94,044	4,757		
大阪府大阪市北区梅田1-4-20OBCビル4F	31	0	0	5,781	5,781	107,927	5,462	31	1,075
広島支店	()	0	0	5,035	5,035	94,044	4,757		
広島県広島市中区本町2丁目27番OBCビル4F	18	0	0	3,357	3,357	62,696	3,171	18	624
福岡支店	()	0	0	5,035	5,035	94,044	4,757		
福岡県福岡市東区東区錦町1-4-17OBCビル7F	21	0	0	3,916	3,916	73,145	3,700	21	728
	()								
	()								
合計	60 135	0 0	0 0	25,175 25,176	25,175 25,176	470,220 470,222	23,785 23,786	135	4,681

■ 第二十号様式別表二の五 / [第二十号様式別表二の五]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

控除対象還付法人税額又は控除対象 個別帰属還付税額の控除明細書		事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	O B C 商事株式会社	
事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①-② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤	
	円	円	円	円		
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
令和 5・4・1 令和 6・3・31	4,258,300	1,853,500	2,404,800	2,404,800		0
計	4,258,300	1,853,500	2,404,800	2,404,800		0
当 期 分						
同 上 の う ち	中間期間において 生じた控除対象 還付法人税額					
	上記以外					
合 計	4,258,300	円 1,853,500	2,404,800	円 2,404,800		0

第二十号様式別表二の五 (提出用)

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

法人名	OBC商事株式会社	法人番号							
		事業年度	令和	6	年	4	月	1	日から
			令和	7	年	3	月	31	日まで

均等割額の計算に関する明細書

区名	区内の主たる事務所等所在地	市区 区別	月 数	従業者 数	均等割額 千円
1 磯子区	横浜市磯子区磯子		12	2	160000
2 中区	横浜市中区新港		12	3	160000
3 南区	横浜市南区伏見町		12	1	160000
4 港南区	横浜市港南区上大岡東		12	3	160000
5 金沢区	横浜市金沢区昭和町		12	2	160000
6 保土ヶ谷区	横浜市保土ヶ谷区川辺町		12	3	160000
7 旭区	横浜市旭区上白根		12	5	160000
8 鶴見区	横浜市鶴見区矢向		12	5	160000
9 青葉区	横浜市青葉区美しが丘		12	2	160000
10 都筑区	横浜市都筑区中川		12	3	160000
11 緑区	横浜市緑区東本郷		12	2	160000
12					00
13					00
14					00
15					00
16					00
17					00
18					00
19					00
20					00
21					00
22					00
23					00
24					00
計					1760000

第二十号様式別表四の三
提出用

■ 第二十号の三様式 / [第二十号の三様式]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

受付印 令和 7年 5月 20日		名古屋市長 殿	
所在地	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号住友不動産新宿オークタワー (電話 03-3342-1880)	事業種目	電気機器の開発・販売
法人名	OBC商事株式会社	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	1,500,000.00
代表者氏名	山口 和夫	前期末現在の 資本金等の額	1,500,000.00
代表者氏名	池田 義男		
令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日までの事業年度分の市町村民税の 予 定 申告書			
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑩の金額)		①	0.00
予定申告税額 $(① \times \frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}})$		②	0.00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③	0.00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③		④	0.00
均等割額	算定期間において事務所等を有していた月数 円 $\times \frac{⑤}{12}$	⑤	6月
均等割額		⑥	80000
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥		⑦	80000
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村内の前期の税率適用区分に属する従業者数	
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地		
名古屋本店	名古屋市中区錦1丁目16番7号NORE伏見ビル7F	25	
合 計		⑧	25
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	令和 6・4・1 令和 6・9・30
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)	⑩ 1,350,615.00	前事業年度又は前連結事業年度の期間	令和 5・4・1 令和 6・3・31
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	3,144,435.50	通常税法人の事業年度の期間	・
法人税割額	⑪	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑫	区 名	中区
税額控除超過額相当額の加算額	⑬	月数	6
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑭	従業者数	25
外国の法人税等の額の控除額	⑮	均等割額	80000
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑯	指 場	
租税条約の実効に係る法人税割額の控除額	⑰	定 合	0.00
納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯	⑱	都 市	0.00
⑱のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑲	に ⑱	0.00
差引法人税割額 ⑱-⑲	⑳	申 の	0.00
		告 計	0.00
		る 算	0.00
			0.00
関与税理士署名	(電話 03-5330-6658)		

第二十号の三様式(提出用)

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書

事業年度 令和 6・4・1
令和 7・3・31 法人名 OBC商事株式会社

第二十号の四様式
(提出用)

政令第48号の12第7項ただし書の規定の適用の有無		①・無	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ②	当期控除額 ⑩	翌期繰越額 ⑪-⑩ ⑫
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	5,542,722		円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑦) ②		・			
	計 ①+② ③	5,542,722	・			
当期分の 控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑧又は同表の ①+同表の②) ④	609,752	・			円
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑤	9,870	・			
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ⑥-(④+⑤) ⑥	4,923,100	・			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦	45,856	・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の⑨) ⑧	37,960	・			
	計 ⑦+⑧ ⑨	83,816	・			
	当期分の控除外国税額 (⑨又は⑥のうち少ない額) ⑩	83,816	・			
⑪ 受控当期中各税額控除額 ⑪	83,816	・				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑫						/
法第321条の8第42項により 控除できる金額(別表7の⑬) ⑬			当期分			
当期分として算定した法人税割額 (⑭又は第20号様式の⑮-⑰+⑱-⑲) ⑭	311,408			円	円	
当期において控除する外国税額 及び税額控除不足額相当額(⑭若しくは ⑭+⑮+⑯のうち少ない金額又は⑭) ⑮	83,816		計			

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業員 数	控除すべき 外国税額等 ⑳	各市町村ごとに 算定した法人税 割額 ㉑	各市町村ごとに 控除する外国税額等 (㉒又は㉓のうち 少ない額) ㉓
名称	所在地				
名古屋本店	愛知県名古屋市中区	35人	15,687円	58,263円	15,687円
東京支店	東京都新宿区	56	25,102	91,770	25,102
大阪営業所	大阪府大阪市北区	42	18,824	70,520	18,824
広島営業所	広島県広島市中区	25	11,205	41,933	11,205
福岡営業所	福岡県福岡市博多区	29	12,998	48,922	12,998
合	計	187	83,816	311,408	83,816

■ 第二十号の四様式別表一 / [第二十号の四様式別表一]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 令和 6・4・1
令和 7・3・31 法人名 OBC商事株式会社

第二十号の四様式別表一 (提出用)

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	548,933	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①-③ ⑦	
	地方法人税の控除限度額 ②	60,819		道府県民税の控除余裕額(①+②+③-④)又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③	9,870		市町村民税の控除余裕額(⑤-⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④	45,856		計 ⑦+⑧+⑨ ⑩	0
	計 ①+②+③+④ ⑤	665,478			
当期の控除対象外国税額 ⑥	5,542,722		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑩-⑧	4,877,244	

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税	道 府 県 民 税	市 町 村 民 税	前 期 からの繰越額	当 期 に算入される額	翌 期 に算入される額	前 期 からの繰越額	当 期 に算入される額	翌 期 に算入される額	前 期 からの繰越額	当 期 分とみなす額	翌 期 に算入される額
令和 3・4・1												
令和 4・3・31	354,511	23,541	15,411									
令和 4・4・1												
令和 5・3・31	332,541	21,540	11,324									
令和 5・4・1												
令和 6・3・31	387,461	18,421	11,325									
...												
合計	974,513	63,502	37,960									
当 期 分	⑦の額	⑧の額	⑨の額	⑩の額	⑪の額	⑫の額	⑬の額	⑭の額	⑮の額	⑯の額	⑰の額	⑱の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
									4,877,244	1,075,945	1,601,269	
前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	⑫のうち⑬に充てられる額 ⑭	⑮のうち⑯に充てられる額 ⑰	⑱のうち⑲に充てられる額 ⑳									
	974,513	63,502	37,960									
前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	⑫のうち⑬に充てられる額 ㉑	⑮のうち⑯に充てられる額 ㉒	⑱のうち⑲に充てられる額 ㉓									

■ 第二十号の五様式 / [第二十号の五様式]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度	令和 6・4・1 令和 7・3・31	法人名	OBC商事株式会社
------	-----------------------	-----	-----------

第二十号の五様式

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
		令和 5・4・1	〇〇県△△市	観光まちづくりプロジェクト
	・			
	・			
	・			
①	・			
	計			② 1,000,000

(提出用)

2. 特定寄附金額の按分の計算

	従業者の数 (単位=人)(イ)	按分後の 特定寄附金の額(ロ)
本市町村分	③ 25	円 185,185
合計	④ 135	

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額	⑤	円 185,185
控除額	⑤又は③の(ロ) ⑤ × 34.3 / 100	⑥ 63,518
控除対象法人税割額	第20号様式⑤ - 第20号の2様式① 又は第20号様式⑥ - 第20号の2様式②	⑦ 72,828
税額控除上限額	⑦ × 20 / 100	⑧ 14,565
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨ 14,565

予定申告基礎情報

事業年度：令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで

申告区分：中間（計算期間：令和 6年 4月 1日から 令和 6年 9月30日まで）

OBC商事株式会社

前事業年度に関する基礎情報			
事業年度	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日		
事業月数	12 月		
資本金の額	1	(150,000,000)
			150,000,000
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2		0
資本金等の額	3		150,000,000
(特別控除取戻税額等)			
課税標準となる法人税額	4		13,506,150
			31,444,365
法人税法規定の法人税額	5		31,444,365
事業 税 課 税 標 準	所得金額総額	6	70,387,137
	軽減税率適用区分	7	1 : 適用する
	付加価値額総額	8	771,564,950
	資本金等の額総額	9	9,156,000

■ 納付税額一覧表 / [納付税額一覧表]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：縦

納付税額一覧表

事業年度：令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
申告区分：確定

OBC商事株式会社

税目	年税額	予定・中間納付額	申告納付額	見込納付額	差引納付額	翌期予定納付額
法人税	10,898,700	3,435,400	7,463,300		7,463,300	3,809,900
(所得税控除等)	2,460,739					
地方法人税	1,269,900		1,269,900		1,269,900	466,000
(外国税額控除等)	106,050					
法人税等の計	12,168,600	3,435,400	8,733,200		8,733,200	4,275,900
事業税	12,181,900		12,181,900		12,181,900	6,090,000
内 訳	所得割額	366,000	366,000		366,000	182,800
	付加価値割額	11,572,300	11,572,300		11,572,300	5,785,700
	資本割額	243,600	243,600		243,600	121,500
特別法人事業税	1,308,400		1,308,400		1,308,400	653,900
事業税等の計	13,490,300		13,490,300		13,490,300	6,743,900
道府県民税	1,465,800		1,465,800		1,465,800	660,500
内 訳	法人税割額	506,300	506,300			180,900
	均等割額	959,500	959,500			479,600
道府県民税と事業税等の計	14,956,100		14,956,100		14,956,100	7,404,400
市町村民税	1,413,400		1,413,400		1,413,400	610,400
内 訳	法人税割額	741,400	741,400			274,400
	均等割額	672,000	672,000			336,000
小計	28,538,100	3,435,400	25,102,700		25,102,700	12,290,700
事業所税						
消費税等						
合計	28,538,100	3,435,400	25,102,700		25,102,700	12,290,700

[備考欄]

道府県民税・事業税内訳明細表

事業年度：令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
申告区分：確定

OBC商事株式会社

PAGE: 1

提出先・内訳	年 税 額	予定・中間納付額	申告納付額	見込納付額	差引納付額	翌期予定納付額
【愛知県】						
事業税	2,325,100		2,325,100		2,325,100	1,162,400
内	所得割額	79,300	79,300		79,300	39,600
	付加価値割額	2,199,500	2,199,500		2,199,500	1,099,700
訳	資本割額	46,300	46,300		46,300	23,100
	特別法人事業税	251,900	251,900		251,900	125,900
事業税等の計	2,577,000		2,577,000		2,577,000	1,288,300
道府県民税	170,100		170,100		170,100	79,500
内	法人税割額	33,600	33,600			11,300
	均等割額	136,500	136,500			68,200
小計	2,747,100		2,747,100		2,747,100	1,367,800
【東京都】						
事業税	3,100,000		3,100,000		3,100,000	1,549,800
内	所得割額	97,700	97,700		97,700	48,800
	付加価値割額	2,940,400	2,940,400		2,940,400	1,470,100
訳	資本割額	61,900	61,900		61,900	30,900
	特別法人事業税	324,700	324,700		324,700	162,300
事業税等の計	3,424,700		3,424,700		3,424,700	1,712,100
道府県民税	662,100		662,100		662,100	280,500
内	法人税割額	372,100	372,100			135,500
	均等割額	290,000	290,000			145,000
小計	4,086,800		4,086,800		4,086,800	1,992,600
【大阪府】						
事業税	2,683,600		2,683,600		2,683,600	1,341,600
内	所得割額	84,600	84,600		84,600	42,300
	付加価値割額	2,545,400	2,545,400		2,545,400	1,272,600
訳	資本割額	53,600	53,600		53,600	26,700
	特別法人事業税	281,000	281,000		281,000	140,400
事業税等の計	2,964,600		2,964,600		2,964,600	1,482,000
道府県民税	307,800		307,800		307,800	146,300
内	法人税割額	47,800	47,800			16,300
	均等割額	260,000	260,000			130,000
小計	3,272,400		3,272,400		3,272,400	1,628,300

市町村民税内訳明細表

事業年度：令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
申告区分：確定

OBC商事株式会社

PAGE: 1

提出先・内訳	年 税 額	予定・中間納付額	申告納付額	見込納付額	差引納付額	翌期予定納付額
【愛知県名古屋市】						
内 法人税割額	196,500		196,500			72,700
内 均等割額	160,000		160,000			80,000
小 計	356,500		356,500		356,500	152,700
【大阪府大阪市】						
内 法人税割額	238,000		238,000			88,100
内 均等割額	160,000		160,000			80,000
小 計	398,000		398,000		398,000	168,100
【広島県広島市】						
内 法人税割額	141,600		141,600			52,400
内 均等割額	160,000		160,000			80,000
小 計	301,600		301,600		301,600	132,400
【福岡県福岡市】						
内 法人税割額	165,300		165,300			61,200
内 均等割額	192,000		192,000			96,000
小 計	357,300		357,300		357,300	157,200
合 計	1,413,400		1,413,400		1,413,400	610,400

繰入超過額・不足額一覧表

事業年度：令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで

申告区分：確定

OBC商事株式会社

区 分	繰 入 額	限 度 額	差 引 額
貸 倒 引 当 金	5,250,000	41,554,830	△36,304,830
返 品 調 整 引 当 金	50,652,000	32,704,563	17,947,437
減 価 償 却 額	10,031,830	35,627,055	△25,595,225
繰 延 資 産 償 却 額	133,333	133,333	
一 括 償 却 資 産 償 却 額	1,070,000	516,666	553,334
特 別 償 却 準 備 金	1,250,000	950,000	300,000
繰 延 消 費 税 額 等	160,000	84,000	76,000

税効果基礎情報

事業年度：平成 31年 4月 1日から 令和 2年 3月31日まで
申告区分：確定

OBC商事株式会社

PAGE: 1

【法定実効税率】 当期 30.86% 令和 3年 3月期 30.62% 令和 4年 3月期以後 30.62%

区 分	解 消 時 期	当 期 の 増 減		
		減	増	税 効 果
繰延税金資産 / 負債	当 期	71,212	0	△21,976
	令和 3年 3月期	0	0	0
1 繰延税金資産	令和 4年 3月期以後	0	179,992	55,114
繰延消費税等超過額	当 期	68,000	0	△20,985
	令和 3年 3月期	0	144,000	44,093
1 繰延税金資産	令和 4年 3月期以後	0	144,000	44,093
貸倒引当金	当 期	0	0	0
	令和 3年 3月期	0	1,100,000	336,820
1 繰延税金資産	令和 4年 3月期以後	0	1,212,500	371,268
特別償却準備金	当 期	950,000	0	0
	令和 3年 3月期	0	0	0
0 対象外	令和 4年 3月期以後	0	71,428	0
貸倒引当金超過認容	当 期	152,000	0	0
	令和 3年 3月期	0	0	0
0 対象外	令和 4年 3月期以後	0	0	0
退職給与引当金	当 期	0	0	0
	令和 3年 3月期	0	0	0
1 繰延税金資産	令和 4年 3月期以後	0	0	0
一括償却資産超過額	当 期	10,000	0	△3,086
	令和 3年 3月期	0	0	0
1 繰延税金資産	令和 4年 3月期以後	0	563,334	172,493
仮払交際費	当 期	0	0	0
	令和 3年 3月期	0	0	0
0 対象外	令和 4年 3月期以後	0	0	0
譲渡損益調整資産譲渡利益額	当 期	0	△20,000,000	0
	令和 3年 3月期	0	0	0
0 対象外	令和 4年 3月期以後	0	0	0
譲渡損益調整資産譲渡損失額	当 期	520,833	0	0
	令和 3年 3月期	0	0	0
0 対象外	令和 4年 3月期以後	0	0	0
未払事業税	当 期	2,069,600		△638,679
	令和 3年 3月期		7,911,700	2,422,563
1 繰延税金資産	令和 4年 3月期以後			
欠損金額等	当 期	5,720,000		△1,937,690
	令和 3年 3月期		0	0
1 繰延税金資産	令和 4年 3月期以後			
繰越外国税額	当 期	0		0
	令和 3年 3月期		0	0
1 繰延税金資産	令和 4年 3月期以後			

税効果基礎情報

事業年度：平成 31年 4月 1日から 令和 2年 3月31日まで
申告区分：確定

OBC商事株式会社

PAGE: 1

【法定実効税率】 当期 30.86% 令和 3年 3月期 30.62% 令和 4年 3月期以後 30.62%

当期繰延税金計

繰延税金資産	824,028	繰延税金負債	0
差引	824,028		

■法人道府県民税・事業税・特別法人事業税納付書／ [地方税納付書印刷]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：横

都道府県市区町村		法人番号		領収証書				
都道府県	市区町村	口	番	号	加入者			
東京都		13	00	01				
所在地及び法人名 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号住友不動産新宿オクトワー OBC商事株式会社 電話 03-3342-1890								
年度	納付月	納付日	納付額	支払額	受取額			
6								
6. 4. 1 から 7. 3. 31 までの標準課税額 ()								
法人道府県民税	法人税割額	01		6	6	6	0	0
	均等割額	02		2	9	0	0	0
	延滞金	03						
	計	04		3	5	6	6	0
法人事業税、特別法人事業税	所得割額	05		9	7	7	0	0
	付加価値割額	06		2	9	4	0	4
	資本割額	07		6	1	9	0	0
	収入割額	08						
	特別法人事業割額	09		3	2	4	7	0
	計 (05~09)	10		3	4	2	4	7
	延滞金	11						
	過少申告加算金	12						
	不申告加算金	13						
	重加算金	14						
	計 (10~14)	15		3	4	2	4	7
合計額	16		¥	3	7	8	1	3
納期限	7年 5月 30日							
課税事務所	領収日付印							

上記のとおり領収しました。(納税者保管)
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、取り替えずに提出してください。

都道府県市区町村		法人番号		納付書				
都道府県	市区町村	口	番	号	加入者			
東京都		13	00	01				
所在地及び法人名 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号住友不動産新宿オクトワー OBC商事株式会社 電話 03-3342-1890								
年度	納付月	納付日	納付額	支払額	受取額			
6								
6. 4. 1 から 7. 3. 31 までの標準課税額 ()								
法人道府県民税	法人税割額	01		6	6	6	0	0
	均等割額	02		2	9	0	0	0
	延滞金	03						
	計	04		3	5	6	6	0
法人事業税、特別法人事業税	所得割額	05		9	7	7	0	0
	付加価値割額	06		2	9	4	0	4
	資本割額	07		6	1	9	0	0
	収入割額	08						
	特別法人事業割額	09		3	2	4	7	0
	計 (05~09)	10		3	4	2	4	7
	延滞金	11						
	過少申告加算金	12						
	不申告加算金	13						
	重加算金	14						
	計 (10~14)	15		3	4	2	4	7
合計額	16		¥	3	7	8	1	3
納期限	7年 5月 30日							
課税事務所	領収日付印							
日計	円							

上記のとおり納付します。(金融機関保管)

都道府県市区町村		法人番号		領収済通知書				
都道府県	市区町村	口	番	号	加入者			
東京都		13	00	01				
所在地及び法人名 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号住友不動産新宿オクトワー OBC商事株式会社 電話 03-3342-1890								
年度	納付月	納付日	納付額	支払額	受取額			
6								
6. 4. 1 から 7. 3. 31 までの標準課税額 ()								
法人道府県民税	法人税割額	01		6	6	6	0	0
	均等割額	02		2	9	0	0	0
	延滞金	03						
	計	04		3	5	6	6	0
法人事業税、特別法人事業税	所得割額	05		9	7	7	0	0
	付加価値割額	06		2	9	4	0	4
	資本割額	07		6	1	9	0	0
	収入割額	08						
	特別法人事業割額	09		3	2	4	7	0
	計 (05~09)	10		3	4	2	4	7
	延滞金	11						
	過少申告加算金	12						
	不申告加算金	13						
	重加算金	14						
	計 (10~14)	15		3	4	2	4	7
合計額	16		¥	3	7	8	1	3
納期限	7年 5月 30日							
課税事務所	領収日付印							
指定金融機関名	領収日付印							
振り込み口座	領収日付印							

上記のとおり通知します(都道府県保管)

■法人市町村民税納付書 / [地方税納付書印刷]メニュー

▶ 用紙サイズ：A4 印刷の向き：横

市町村コード 231002		愛知県 豊田県	
名古屋市中村区		法人市町村民税領収証書	
口座番号	加入者		
所在地及び法人名(法人課税向け)※(法人課税でない場合は、法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税額については、法人課税部のある旨を記載)			
東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー OBC商事株式会社			
電話 03-3342-1880			
年度	※ 処理事項	管理番号	
6			
事業年度(算定期間)		申告区分	
6.4.1	から	7.3.31	まで
申告区分()			
法人税割	01		42500
均等割	02		16000
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		¥202500
納期限	7年5月30日	領収日付印	

上記のとおり領収しました(納税者保管)
◎この納付書は、3枚1組の納付書となりますので、切り離さずにご提出ください。

市町村コード 231002		愛知県 豊田県	
名古屋市中村区		法人市町村民税納付書	
口座番号	加入者		
所在地及び法人名(法人課税向け)※(法人課税でない場合は、法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税額については、法人課税部のある旨を記載)			
東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー OBC商事株式会社			
電話 03-3342-1880			
年度	※ 処理事項	管理番号	
6			
事業年度(算定期間)		申告区分	
6.4.1	から	7.3.31	まで
申告区分()			
法人税割	01		42500
均等割	02		16000
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		¥202500
納期限	7年5月30日	領収日付印	

上記のとおり納付します。(金融機関保管)

市町村コード 231002		愛知県 豊田県	
名古屋市中村区		法人市町村民税領収済通知書	
口座番号	加入者		
所在地及び法人名(法人課税向け)※(法人課税でない場合は、法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税額については、法人課税部のある旨を記載)			
東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー OBC商事株式会社			
電話 03-3342-1880			
年度	※ 処理事項	管理番号	
6			
事業年度(算定期間)		申告区分	
6.4.1	から	7.3.31	まで
申告区分()			
法人税割	01		42500
均等割	02		16000
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		¥202500
納期限	7年5月30日	領収日付印	

上記のとおり通知します(市町村保管)